

避難情報の判断・伝達マニュアル

足利市

はじめに

このマニュアルは、避難情報に関するガイドライン（内閣府）に基づき、水害、土砂災害からの避難体制に万全を期すため、災害が発生するおそれがある場合等における地域住民等への避難情報の発令に関する判断基準や取るべき避難行動等の情報伝達手段について定めるものである。

I 避難情報発令の判断基準の設定の手順

1 対象とする災害

過去の災害や想定される災害から、避難情報を発令する災害は、洪水等及び土砂災害とする。

2 避難情報の対象とする区域の設定

(1) 洪水等

洪水で避難情報の対象となる区域は、各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川状況や堤防決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。

洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川については、氾濫しても居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼさないと判断できる場合は、区域設定の対象としないこととする。

(2) 土砂災害

土砂災害で避難情報の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本として設定する。なお、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

3 避難情報発令の判断基準の基本的考え方

災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難情報を発令する。なお、高齢者等避難、避難指示の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定し、緊急安全確保については、発生するおそれが極めて高い状況において発令することを想定し設定する。

特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難である土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いについては、高齢者等避難を積極的に活用する。

なお、基本として、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の順に発令するが、事態が急変し、災害が切迫した場合には、状況に応じ、段階を踏まずに避難情報を発令する等、臨機応変に対応する。

また、避難情報の発令に併せ、警戒レベルを運用し、住民の避難行動等を支援する情報発信を実施する。

避難情報と警戒レベルの関係については、次のとおりである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル5 緊急安全確保 (市長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
警戒レベル4 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル2 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1 早期注意情報 (警報級の可能性) (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

4 災害種別毎の避難行動の特徴

災害種別毎に居住者等がとるべき避難行動の特徴は以下のとおり示す。

(1) 洪水等（外水、内水氾濫）

洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」を基本とする。ただし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等（※1）を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」をすることも可能である。

また、洪水等が切迫・発生した場合には「緊急安全確保」を行う。

※1 屋内安全確保が可能なケース

ア 浸水する深さよりも高いところにいる、または高いところがある。

イ 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」を基本とする。また、土砂災害が切迫・発生した場合には、「緊急安全確保」を行う。

II 洪水等の避難情報

1 洪水等の避難情報

(1) 避難情報の対象とする洪水等及び対象区域

避難情報の発令対象となる河川及び対象地区は、浸水想定区域図、浸水リスク想定図を踏まえて、下表のとおりとする。ただし、運用にあたっては、次の事項に留意する。

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

イ 不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域（対象外となっている地域も含む。）を適切に判断すること。

表

【洪水予報河川】

河川名	基準水位観測所	対象地区
渡良瀬川下流部 (福寿大橋下流)	足利 (通四丁目)	右岸側：助戸、千歳、毛野、富田
		左岸側：御厨、久野、筑波、梁田
渡良瀬川上流部 (福寿大橋上流)	高津戸 (群馬県みどり市)	右岸側：西校、柳原、東校、相生、助戸、千歳、大橋、北郷、三重、山前、葉鹿、小俣
		左岸側：矢場川、山辺、御厨、梁田
桐生川	広見橋(群馬県桐生市)	右岸側：小俣
利根川上流部	八斗島(群馬県伊勢崎市)	左岸側：久野、筑波
袋川	千歳橋(足利)	右岸側：柳原、東校、相生、助戸、千歳、大橋、毛野、北郷
		左岸側：助戸、千歳、大橋、毛野、北郷、富田

【水位周知河川】

河川名	基準水位観測所	対象地区
矢場川	足森橋(足利)	左岸側：筑波、久野、梁田
旗川(県)	白旗橋(佐野市)	右岸側：毛野、富田
旗川(国)	高田橋(佐野市)	右岸側：千歳、毛野、富田
桐生川	上久方(群馬県桐生市)	左岸側：小俣

【その他河川】

河川名	対象地区
矢場川	左岸側：矢場川、山辺、御厨、筑波、久野
姥川	左岸側：梁田、筑波、久野
出流川	右岸側：毛野、富田
	左岸側：富田
名草川	右岸側：名草、北郷、大橋、相生、柳原、東校、助戸、千歳
	左岸側：北側、助戸
清水川	両岸：小俣

河川名	対象地区
小俣川	右岸側：小俣
	左岸側：小俣、葉鹿
尾名川	両岸：毛野、富田
松田川	右岸側：三和、葉鹿
	左岸側：三和、山前、三重

(2) 避難情報の発令を判断するための情報

以下に示す情報を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断する。

ア 洪水予報、水位情報

洪水予報河川と水位周知河川については、国・都道府県が設定した氾濫危険水位（レベル4水位）、避難判断水位（レベル3水位）等に到達したとき、または到達する見込みがある場合に水位情報が提供されるほか、氾濫が発生した場合に氾濫発生情報が提供されるため、これらを発令基準とする。

イ 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設に異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、避難情報を発令する。

ウ 台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における夕刻時点で高齢者等避難を発令する際の判断材料とする。

エ 関係機関からの情報提供（ホットライン）

河川管理者や气象台等からの情報提供を避難情報発令の判断材料とする。

(3) 判断材料となる情報の入手

ア 情報システムで提供される防災気象情報、映像情報

入手できる情報	入手先	URL
河川水位 雨量	川の防災情報	http://www.river.go.jp/
	リアルタイム雨量・ 河川水位観測情報	http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/
気象情報	気象庁 HP	https://www.jma.go.jp/

イ 水防法等に基づく、国、県等からの情報伝達

水防法等に基づき、指定河川洪水予報や水防警報、洪水警報等が市長に伝達される。

ウ 水防団等からの現地の情報

水防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合には、その程度の確認や位置の特定等を速やかに実施する。

エ 河川管理者等からの情報提供

市町村長を支援するための情報提供として、専門的知見を有する河川管理者や气象台幹部職員から、河川や気象の状況、今後の見通しなどが市町村長等に電話等で直接伝えられる（ホットライン）。

2 避難情報の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難情報は、以下の基準による発令を原則とする。ただし、関係機関からの情報提供、助言を受けた場合には以下の基準によらずに避難情報を発令する。

(1) 洪水予報河川

ア 渡良瀬川下流部（基準水位観測所：足利（通四丁目））

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、渡良瀬川の足利水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（4.9m）に到達したと発表され、かつ、水位予測において、引き続きの水位上昇が見込まれている場合。 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、渡良瀬川の足利水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（5.4m）に到達することが見込まれる場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過相当（赤）」になった場合 4. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、渡良瀬川の足利水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（5.4m）に到達したと発表された場合 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、渡良瀬川の足利水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過相当（紫）」になった場合 4. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 5. 高津戸ダムの管理者から、以上高水寺防災操作開始予定の通知があった場合 6. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 7. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 渡良瀬川の足利水位観測所の水位が計画高水位（レベル5水位）（6.58m）に到達した場合 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に以上な漏水・侵食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>（災害が発生）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

イ 渡良瀬川上流部（基準水位観測所：高津戸（群馬県みどり市））

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、渡良瀬川の高津戸水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（4.4m）に到達したと発表され、かつ、水位予測において、引き続きの水位上昇が見込まれている場合。 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、渡良瀬川の高津戸水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（5.0m）に到達することが見込まれる場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過相当（赤）」になった場合 4. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定河川洪水予報により、渡良瀬川の高津戸水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（5.0m）に到達したと発表された場合 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、渡良瀬川の高津戸水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過相当（紫）」になった場合 4. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 5. 高津戸ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 7. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 渡良瀬川の高津戸水位観測所の水位が計画高水位（レベル5水位）（8.54m）に到達した場合 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に以上な漏水・侵食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） <p>（災害が発生）</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

ウ 桐生川（国管理区間）（基準水位観測所：広見橋（群馬県桐生市））

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	1. 指定河川洪水予報により、桐生川の広見橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（3.0m）に到達したと発表され、かつ、水位予測において、引き続きの水位上昇が見込まれている場合。 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、桐生川の広見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（3.7m）に到達することが見込まれる場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過相当（赤）」になった場合 4. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 5. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	1. 指定河川洪水予報により、桐生川の広見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（3.7m）に到達したと発表された場合 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、桐生川の広見橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 3. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過相当（紫）」になった場合 4. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 6. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1. 桐生川の広見橋水位観測所の水位が計画高水位（レベル5水位）（4.0m）に到達した場合 2. 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3. 堤防に以上な漏水・侵食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害が発生） 5. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

エ 利根川上流部（基準水位観測所：八斗島（群馬県伊勢崎市））

利根川上流部については、本市から離れた位置を流れる河川であり、決壊から12時間程度のリードタイムがあると見込まれていることから、「避難情報に関するガイドライン」に依らず、独自の基準で対応するものとする。

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル4 避難指示	（災害が発生） 1. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

避難情報	判断基準 (いずれかの状況になった場合に発令)
警戒レベル5 緊急安全確保	1. 矢場川の足森橋水位観測所の水位が、計画高水位(レベル5水位)(5.31m)に到達した場合 2. 矢場川の堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)

オ 袋川(基準水位観測所:千歳橋(足利))

避難情報	判断基準 (いずれかの状況になった場合に発令)
警戒レベル3 高齢者等避難	1. 指定河川洪水予報により、袋川の千歳橋水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位)(3.0m)に到達したと発表され、かつ、水位予測において、引き続きの水位上昇が見込まれている場合。 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、袋川の千歳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)(3.5m)に到達することが見込まれる場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 3. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	1. 指定河川洪水予報により、袋川の千歳橋水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)(3.5m)に到達したと発表された場合 2. 指定河川洪水予報の水位予測により、袋川の千歳橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 3. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
警戒レベル5 緊急安全確保	(災害が切迫) 1. 袋川の千歳橋水位観測所の水位が計画高水位(レベル5水位)(3.5m)に到達した場合 2. 堤防に以上な漏水・侵食の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) (災害が発生) 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)

(2) 水位周知河川

ア 矢場川 (基準水位観測所：足森橋)

避難情報	判断基準 (いずれかの状況になった場合に発令)
警戒レベル3 高齢者等避難	1. 矢場川の足森橋水位観測所の水位が避難判断水位 (レベル3水位) (3.4m) に到達した場合 2. 矢場川の足森橋水位観測所の水位が氾濫注意水位 (レベル2水位) (3.3m) を越えた状態で、次の①から③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①後河原橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②矢場川の洪水警報の危険度分布で「警戒 (赤)」が出現した場合 (流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合) ③足森橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (雨量観測所=小曾根) 3. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	1. 矢場川の足森橋水位観測所の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) (洪水特別警戒水位) (3.7m) に到達した場合 2. 矢場川の足森橋水位観測所の水位が避難判断水位 (レベル3水位) (3.4m) を越えた状態で次の①から③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①後河原橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②矢場川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険 (うす紫)」が出現した場合 (流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合) ③足森橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (雨量観測所=小曾根) 3. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
警戒レベル5 緊急安全確保	(災害が切迫) 1. 矢場川の足森橋水位観測所の水位が、計画高水位 (レベル5水位) (3.5m) に到達した場合 2. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 (支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する) (災害が発生) 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)

イ 旗川（県）（基準水位観測所：白旗橋）

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旗川（県）の白旗橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（2.3m）に到達した場合 2. 旗川（県）の白旗橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（2.2m）を越えた状態で、次の①又は②により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①旗川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②白旗橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（雨量観測所＝作原） 3. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旗川（県）の白旗橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）（3.0m）に到達した場合 2. 旗川（県）の白旗橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（2.3m）を越えた状態で次の①又は②により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①旗川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②白旗橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（雨量観測所＝作原） 3. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旗川の白旗橋水位観測所の水位が、天端に到達した場合 2. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害が発生） 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

ウ 旗川（国）（基準水位観測所：高田橋）

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旗川（国）の高田橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（3.9m）に到達した場合 2. 旗川（国）の高田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（3.3m）を越えた状態で、次の①又は②により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①旗川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ②高田橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（雨量観測所＝作原） 3. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旗川（国）の高田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）（4.1m）に到達した場合 2. 旗川（国）の高田橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（3.9m）を越えた状態で次の①又は②により、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> ①旗川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②高田橋水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（雨量観測所＝作原） 3. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旗川の白旗橋水位観測所の水位が、天端に到達した場合 2. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害が発生） 4. 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

ウ 桐生川（群馬県管理区間）（基準水位観測所：上久方）

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	1. 桐生川の上久方水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（4.2m）に到達した場合 2. 桐生川の上久方水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）（3.1m）を越えた状態で、次の①又は②により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①桐生川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上久方水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（雨量観測所＝津久原） 3. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	1. 桐生川の上久方水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（洪水特別警戒水位）（4.58m）に到達した場合 2. 桐生川の上久方水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（4.2m）を越えた状態で次の①又は②により、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①桐生川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ②上久方水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（雨量観測所＝津久原） 3. 異常な漏水・浸食等が発見された場合 4. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 5. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	1. 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）が発表された場合 2. 決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合） 3. 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

（3）その他河川

全河川共通で次の基準とする。

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	1. 対象河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 <流域雨量指数基準がある河川> 松田川流域=10、姥川流域=4.4、名草川流域=8.1、 蓮台寺川流域=4.2、小俣川流域=7.2、尾名川流域=5.6 2. 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3. 支川の異常な水位上昇が予測されるような樋門・水門等の操作が行われることを覚知した場合（発令対象地域を限定する） 4. 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル4 避難指示	1. 対象河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 <流域雨量指数基準がある河川> 松田川流域=10、姥川流域=4.4、名草川流域=8.1、 蓮台寺川流域=4.2、小俣川流域=7.2、尾名川流域=5.6 2. 対象河川の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合 （越水、溢水のおそれがある場合） 3. 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高 まった場合 4. 支川の異常な水位上昇が予測されるような樋門・水門等を操作が行われた 場合（発令対象区域を限定する） 5. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 6. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明 け方に接近・通過することが予想される場合 7. 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難 が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難 中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1. 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそ れが高まった場合 2. 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（支川合流部の氾濫のた め発令対象区域を限定する） （災害が発生） 3. 決壊や越水・溢水が発生した場合

3 避難情報の伝達内容等

(1) 避難情報の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

ア 高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例

- 警戒レベル3、災害のおそれあり、危険な場所から高齢者等は避難。
- こちらは、足利市です。
- 〇〇川が増水し、氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対して、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域内にいるご高齢者、障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに開始してください。
- ハザードマップで自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

イ 避難指示の伝達文（住民あて）の例

- 警戒レベル4、災害のおそれ高い、危険な場所から全員避難。
- こちらは、足利市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、

警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

- 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

ウ 緊急安全確保の伝達文（災害が切迫）

- 警戒レベル5、災害が切迫、命の危険 直ちに安全確保！
- こちらは足利市です。
- 〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！
〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

エ 緊急安全確保の伝達文（災害が発生）

- 警戒レベル5、災害が切迫、命の危険 直ちに安全確保！
 - こちらは足利市です。
 - 〇〇川が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- ※災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合は、災害発生を確認しても同一居住者等に警戒レベル5緊急安全確保を再度発令せず、具体的な災害の発生状況、想定される被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

(2) 避難情報の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

ア 伝達先

- ① 住民等（住民、自治会長、民生委員等）
- ② 対象河川の浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設の管理者
- ③ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

イ 伝達手段

- ① TV放送（ケーブルテレビを含む）
- ② 緊急速報メール（エリアメール）
- ③ LINE、ツイッター、フェイスブック
- ④ 電話、FAX、登録制メール
- ⑤ 広報車、消防団による広報
- ⑥ ラジオ
- ⑦ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者による直接的な声掛け

Ⅲ 土砂災害の避難情報

1 土砂災害の避難情報

(1) 避難情報の対象とする土砂災害及び対象区域

避難情報の発令対象となる土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流とする。

なお、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、避難情報を発令する。

また、対象区域については、次のとおりとする。

- ア 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」（県が指定）
- イ 土砂災害危険箇所（県が調査）
- ウ 山地災害危険地区（国、県が調査）

(2) 避難情報の発令を判断するための情報

ア 気象情報

場所ごとの 60 分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況を評価し、本市域内で基準を超過すると予想される箇所が 1 箇所でもある場合に大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報が発表されるため活用する。

また、記録的短時間大雨情報が発表される場合の避難情報の発令時期や雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、避難情報の発令対象区域の範囲等について検討をする必要がある。

イ 土砂災害に関するメッシュ情報

土砂災害に関するメッシュ情報は、本市域を 1 km メッシュ、5 km メッシュで区切り、各区域の土砂災害発生危険度を表示するものであり、土砂災害発生危険基準線（CL）※を越える場合に、避難情報の発令の決定、避難情報の発令対象区域の決定を判断する。

※ 土砂災害発生危険基準線（CL）

60 分間積算雨量と土壌雨量指数をもとに算出。基準線を越えると土砂災害発生の危険度が高くなる。

警戒レベル 4 相当	レベル 4（紫色）	現在、CL を超過
	レベル 3（薄紫色）	1 時間後に CL の超過を予測
	レベル 2（赤色）	2 時間後に CL の超過を予測
警戒レベル 3 相当	レベル 1（黄色）	3 時間後に CL の超過を予測

(3) 判断材料となる情報の入手

ア 情報システムで提供される防災気象情報、映像情報

入手できる情報	入手先	URL
気象情報	気象庁	https://www.jma.go.jp/
土砂災害に関するメッシュ情報	とちぎ土砂災害警戒情報	http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosha/keikai
	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/bosai/risk/

イ 県、気象台からの情報提供

土砂災害警戒情報を県、気象台が発表する場合、事前に本市へ連絡が入る。

2 避難情報の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難情報は、以下の基準による発令を原則とする。

避難情報	判断基準（いずれかの状況になった場合に発令）
警戒レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警報（赤）」（警戒レベル3相当[土砂災害]）となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5	<ol style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 土砂災害が発生が確認された場合

3 避難情報の伝達内容等

（1）避難情報の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

ア 高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例

- 警戒レベル3、災害のおそれあり、危険な場所から高齢者等は避難。
- こちらは、足利市です。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域に対して、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域内にいるご高齢者、障害のある人など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに開始してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、

自主的に避難してください。

イ 避難指示の伝達文（住民あて）の例

- 警戒レベル4、災害のおそれ高い、危険な場所から全員避難。
- こちらは、足利市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。

ウ 緊急安全確保の伝達文（災害が切迫）

- 警戒レベル5、災害が切迫、命の危険 直ちに安全確保！
- こちらは足利市です。
- 足利市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

エ 緊急安全確保の伝達文（災害が発生）

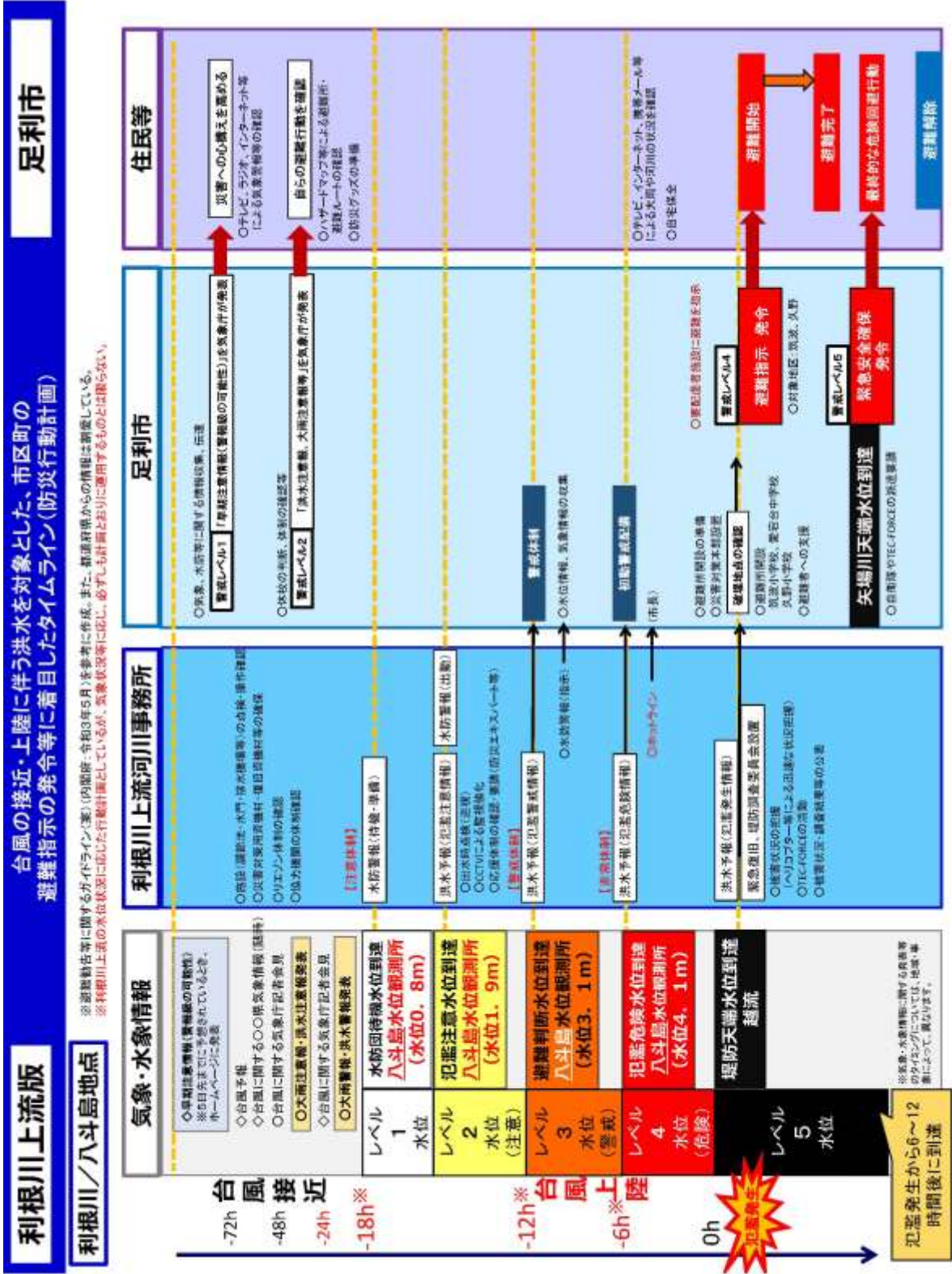
- 警戒レベル5、災害が切迫、命の危険 直ちに安全確保！
- こちらは足利市です。
- 〇〇地区では土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

※災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合は、災害発生を確認しても同一居住者等に警戒レベル5緊急安全確保を再度発令せず、具体的な災害の発生状況、想定される被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

(2) 避難情報の伝達先・伝達手段

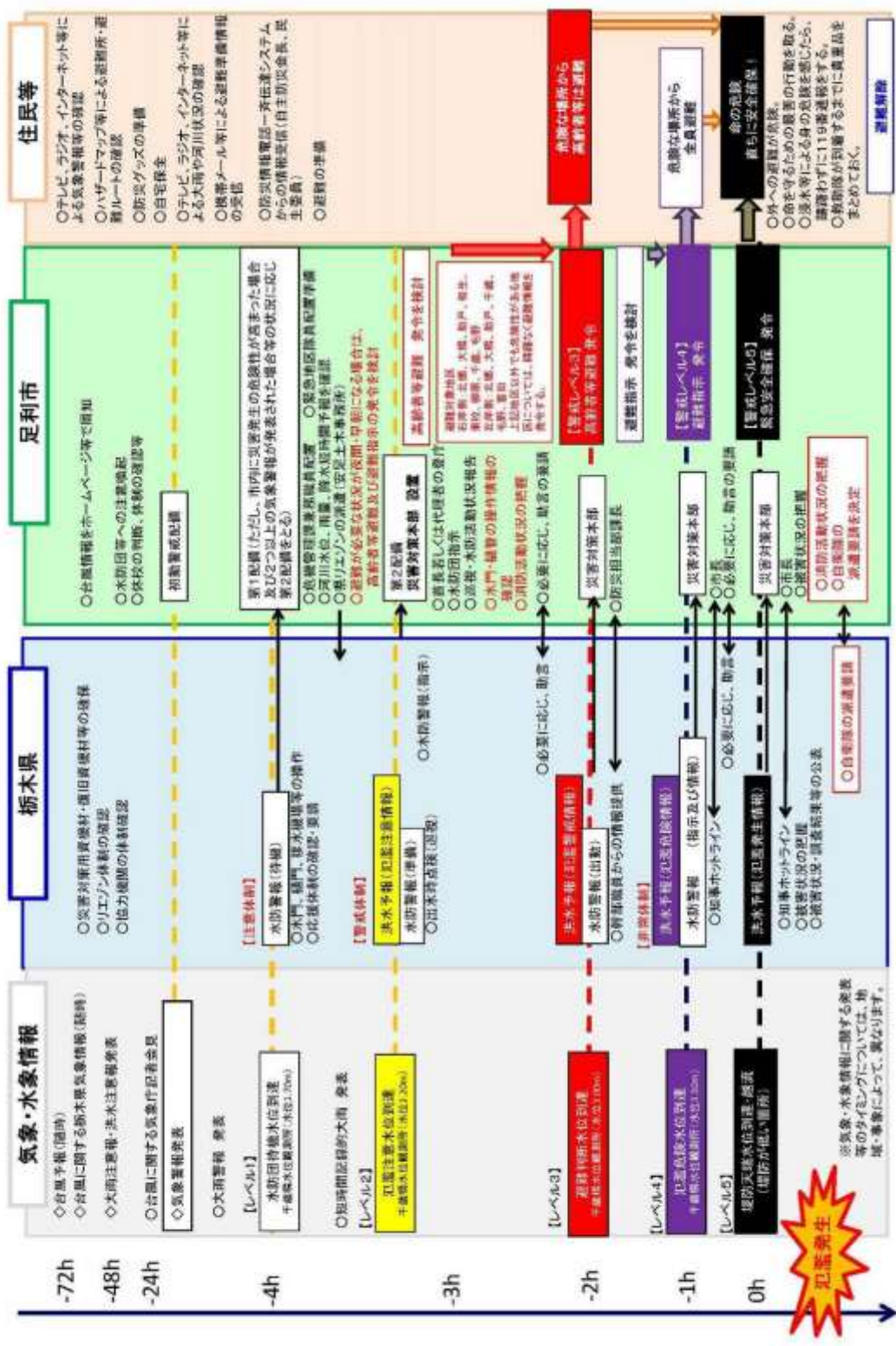
II 3 (2) と同じ

平成 24 年 11 月策定
平成 26 年 10 月改定
平成 27 年 6 月改定
令和元年 6 月改定
令和 3 年 11 月改定



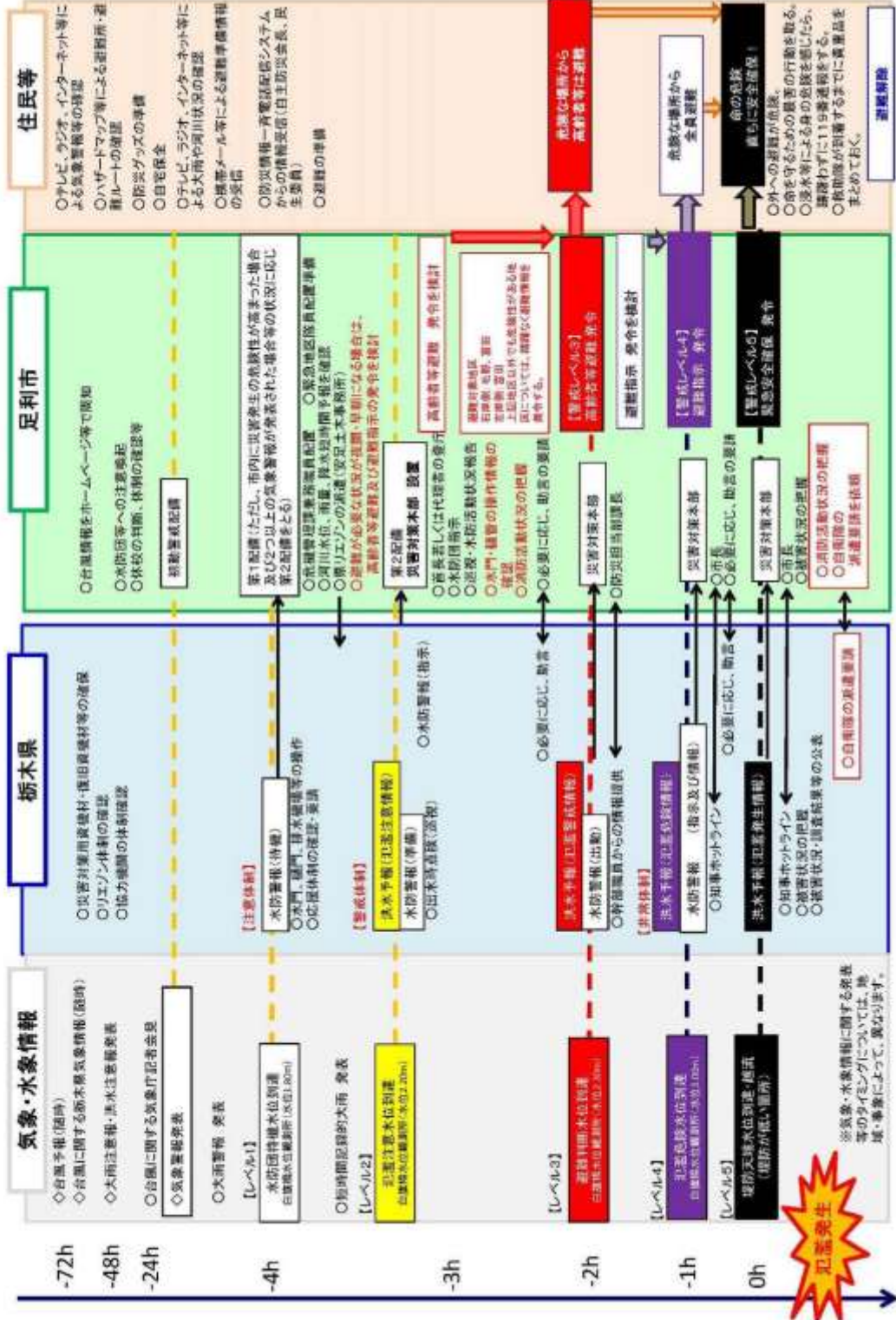
袋川

台風の接近・ゲリラ豪雨を想定した防災行動タイムライン



旗川（県）

台風の接近・ゲリラ豪雨を想定した防災行動タイムライン



足利市指定避難所運営マニュアル (第5.6版)

令和5年6月

(R5. 6. 26改訂)

本編

I	避難所の開設から閉鎖まで	2
II	避難所の開設（開設の指示・開設・受付等の準備）	3
III	避難所の受付	8
IV	避難所の運営（初動から1週間程度）	10
V	避難所の運営（長期化する場合）	14
VI	避難所の生活環境の保全	14
VII	避難所の閉鎖	16

資料編

	《避難所における感染症への対応ポイント》	17
	《避難所での救護所運営について》	18

様式編（別冊）

様式1	指定避難所開設確認票
様式2	施設被害点検票
様式3	避難者受付簿
様式4	避難者カード
様式5	避難者数定時報告用集計表
様式6	物資受払簿
様式7	避難所日誌
様式8	避難者ペット台帳
様式9	避難所運営の役割分担
様式10	健康確認シート記入のお願い
様式11	避難所運営従事職員勤務記録簿
様式12	避難所寄付受付簿

連絡先

災害対策本部（危機管理課）	☎ 0284-20-2179
教育部（教育総務課）	☎ 0284-20-2216
※予備電話（学校給食課）	☎ 0284-20-2233
健康班本部（健康増進課）	☎ 0284-22-4511

- ・本マニュアルの対象者：緊急地区隊員 避難所の開設・運営に携わるすべての市職員・教職員
- ・緊急地区隊の編成：原則として閉庁時（災害の規模等により開庁時に編成する場合もある）
- ・緊急地区隊の対応時間：活動は開設当初から24時間以内。
その後は教育部・福祉部で避難所運営
- ・各避難所のリーダー：緊急地区隊編成時は隊長。
教育部・福祉部運営の場合は教育部の職員
（マニュアル内の表記は「隊長等」）

I 避難所の開設から閉鎖まで



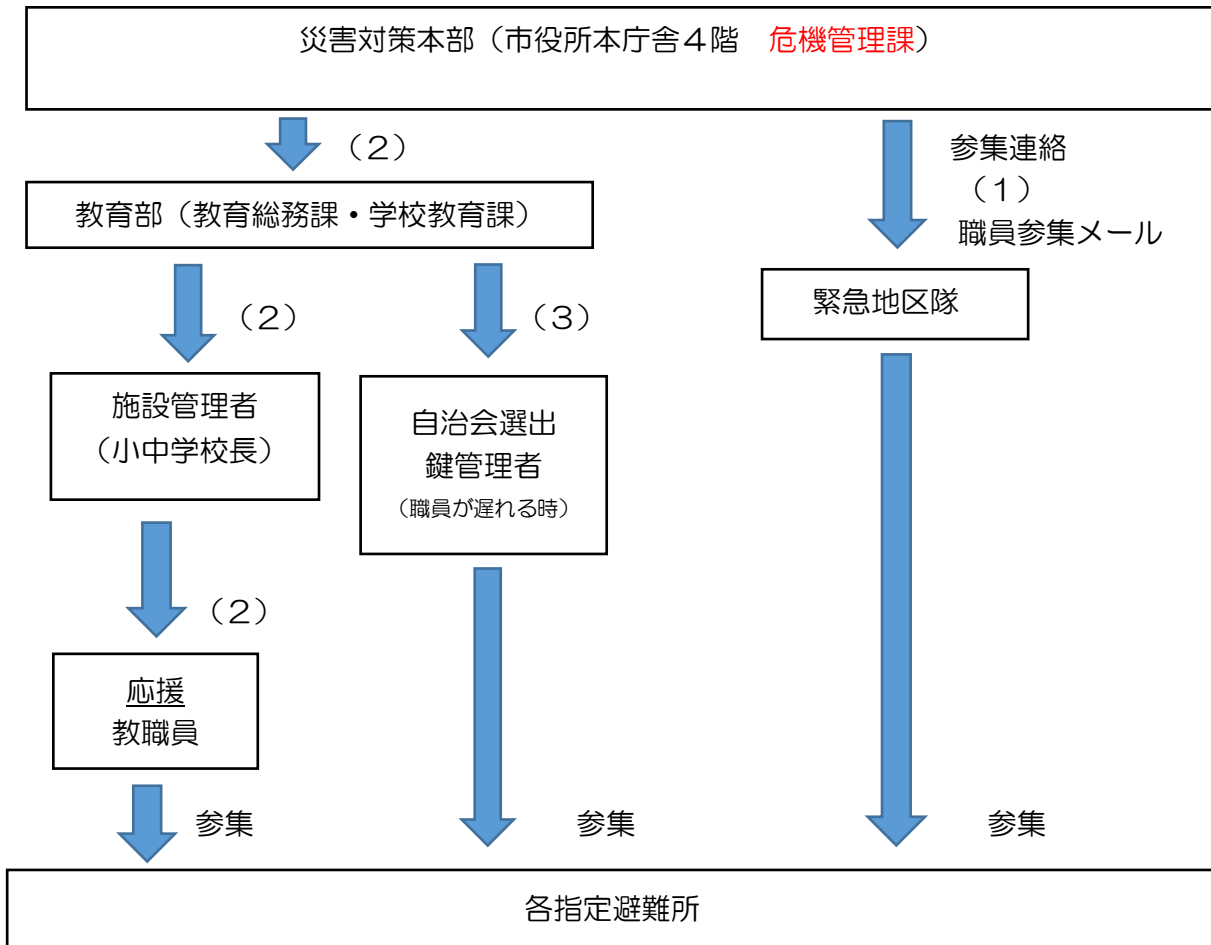
II 避難所の開設（開設の指示・開設・受付等の準備）

◎避難所の開設

- (1) 本市（災害対策本部長）が避難所の開設が必要と判断した場合、開設する日時及び避難所は本部長が指定する。
- (2) 開設指示の連絡系統は以下の流れのとおりとする。
- (3) 台風等の接近時や地震発生時等、避難所の開設が予想される場合は連絡がとれるように心掛けておくこと。

1 開設指示の連絡系統

1-1 閉庁時（平日夜間・土日祝日。ただし、災害の規模により閉庁時の参集もあり得る）



(1) 緊急地区隊員への避難所開設の指示

- 災害対策本部 ⇒ 緊急地区隊

(2) 避難所となる小中学校等への避難所開設の指示

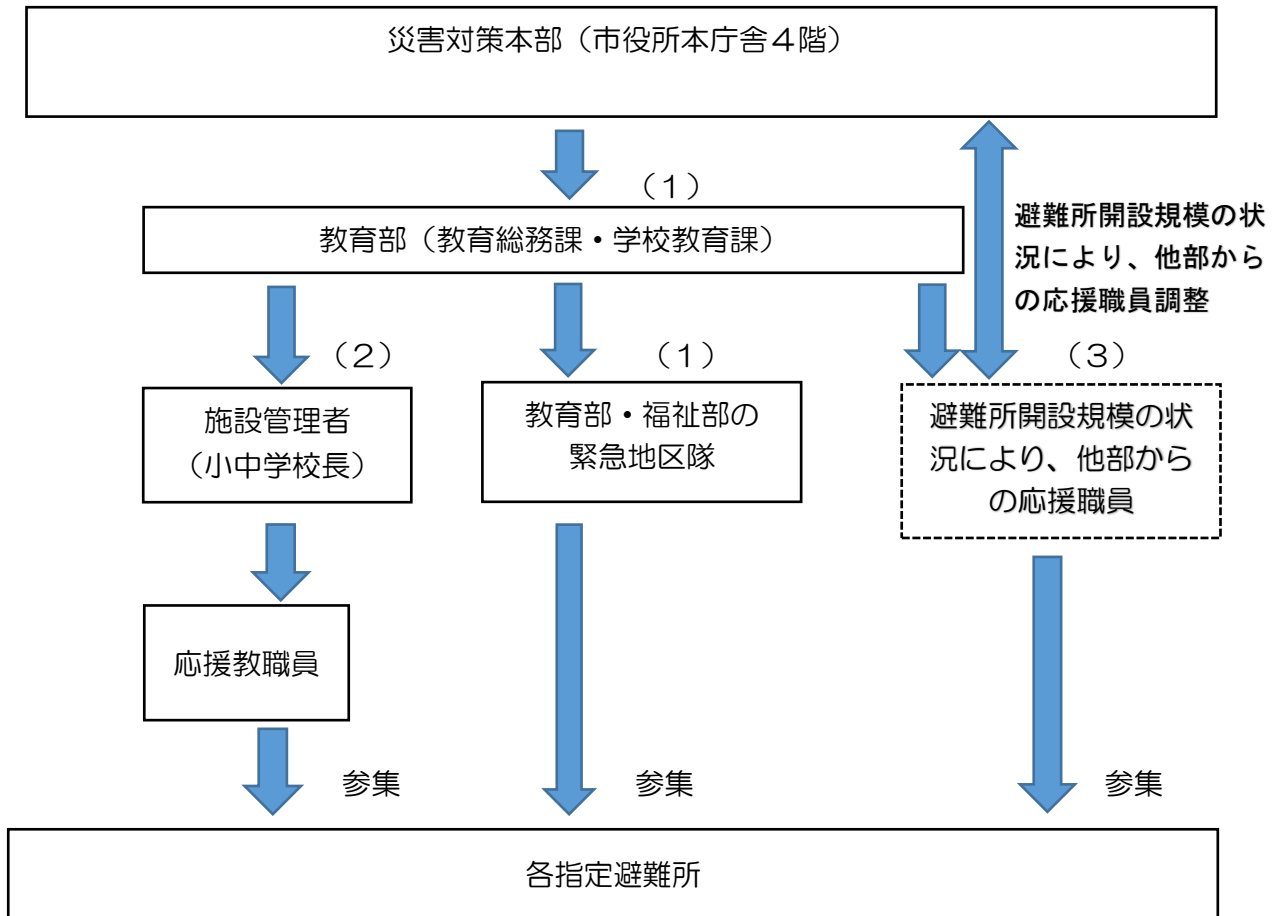
- ・小中学校 災害対策本部 ⇒ 教育部（学校教育課） ⇒ 校長 ⇒ 教職員
- ・小中学校以外 災害対策本部 ⇒ 教育部（教育総務課） ⇒ 施設所管課長

(3) 自治会選出鍵管理者への連絡

- 教育部（教育総務課） ⇒ 自治会選出鍵管理者（鍵管理の職員が遅れる場合）

【様式1】指定避難所開設確認票

1-2 開庁時（緊急地区隊を編成しない場合）



(1) 教育部・福祉部の緊急地区隊員への避難所開設の指示

- 災害対策本部 ⇒ 教育部（教育総務課）⇒ 教育部、福祉部の緊急地区隊員

(2) 避難所となる小中学校等への避難所開設の指示

- 小中学校 災害対策本部 ⇒ 教育部（学校教育課）⇒ 校長 ⇒ 教職員
- 小中学校以外 災害対策本部 ⇒ 教育部（教育総務課）⇒ 施設所管課長

(3) (必要に応じ) 他部からの応援職員調整・参集指示

- 教育部（教育総務課）⇒ 災害対策本部（人事課）⇒ 各部
- 各部 ⇒ 災害対策本部（人事課）⇒ 教育部（教育総務課）⇒ 各部応援職員

【様式1】指定避難所開設確認票

2 参集・解錠・施設の点検

2-1 閉庁時（平日夜間・土日祝日。ただし、災害の規模により閉庁時の参集もあり得る）

- 初動期の参集者は緊急地区隊及び避難所となっている小中学校の教職員で構成される。（隊員等という）
- 避難所運営のリーダーは緊急地区隊長（以下隊長という）又は副隊長とする。

(1) 避難所への参集

- 参集する際は、各自の食料、飲み物、上履き、着替え、マスク等を持参する。
- 交通状況等に注意するとともに、周辺の被害状況の把握に努める。
- 隊員は、やむを得ず参集できない場合は、隊長又は副隊長へ連絡する。隊長、副隊長は相互に連絡する。（指定避難所ごとの指定避難所開設確認票【様式1】を参照）

【不可の時】

- 隊長及び鍵を管理する職員双方とも参集不可の場合は、速やかに教育総務課へ報告する。
- 教育部(教育総務課)は、緊急地区隊の鍵管理者が参集できない場合は、自治会鍵管理者に連絡する。

(2) 施設の解錠・点呼・健康確認等

- 避難所開設指示から施設の解錠までの所要時間は、20分を目安とする。
- 施設の職員がいない時間帯（夜間・休日等）は、鍵を管理する緊急地区隊員のうち最も早く到着した者が解錠する。
- 自治会鍵管理者は解錠後に帰宅可とする。

【必ず報告】

- 隊長又は副隊長（以下、隊長等）は、現地到着後、速やかに施設を解錠し（参集メールから20分後までに）、施設解錠時刻と解錠時点での参集人数を電話で教育部（教育総務課）へ報告する。

（※ 20分経過後、第1報が無い場合は、教育部からコールバックする場合があります）

- 避難所用物品ケースを持ち出す。中の物品を用意する。
- 隊長等は隊員等の点呼及び口頭での健康確認を行う。

閉庁時（緊急地区隊を編成しない場合）

- 初動期の参集者は教育部・福祉部の職員（状況に応じその他の応援職員）及び避難所となっている小中学校の教職員で構成される。
- その場合、教育部・福祉部等職員は、原則として緊急地区隊員。（副隊長がいない場合は隊長が副隊長を指名する）

(1) 避難所への参集

- 参集については、閉庁時と同様の対応とする

(2) 施設の解錠・点呼・健康確認等

- 小中学校は閉庁時、教職員が学校にいるため解錠は不要であるが、学校以外の指定避難所は鍵を管理している隊員が解錠する。
- その他は閉庁時と同様とする。

3 避難所開設の可否の報告（開庁時・閉庁時共通）

（1）施設の安全点検

- 隊員等は「施設被害点検票【様式2】」により施設を点検する。
施設の安全点検は、学校であれば教職員が行うのが望ましい。
- 安全確認が終了する前に避難してきた人には、安全が確保できる場所（ピロティ・駐車場（車中含）・グラウンド等）で待機してもらうよう説明する。
- 隊長等は、施設の点検結果を基に、避難所として開設の可否を判断し、「開設可能」な場合は、全員で開設の準備を進める。（4 開設の準備へ）

不可の時

- 隊長等は、「開設不可」と判断した場合は、その状況を災害情報システム 26備考欄に開設不可を入力し、報告するとともに、電話で教育部（教育総務課）へ**報告する。**

（1）教育部（教育総務課）への報告（システム入力後）

- 隊長等⇒教育部（教育総務課）⇒災害対策本部
開設不可の場合
 - ・開設不可とした状況を報告する。
 - ・近隣の開設した避難所を教育部に確認し、避難者を受け入れ可能な避難所に誘導する。
 - ・避難所を開設せずに、立入り禁止の表示をし、教育部（教育総務課）の指示に従う。
- ▶教育部（教育総務課 TEL0284-20-2216、FAX0284-20-2215）

4 開設の準備（開庁時・閉庁時共通）

- 避難所に常備してある避難所用物品ケースを持ち出し、受付等の開設準備を迅速に行う。
（避難所用物品ケースの収容物品一覧はケース内に有り）

（1）受付場所等の準備

【必要物品】 机、いす、「避難者受付簿」【様式3】、「避難者カード」【様式4】、「健康確認シート」【様式10】、筆記用具、非接触体温計、手指消毒液各スペースの表示等
ビブス、マスク、ビニール手袋、**マスク推奨ポスター**

【感染症流行時に追加して行う対応】
3密防止のポスター、フェイスシールド、防護服

- 体育館の入口（屋内）等に受付場所を設置する。
- 『受付』との表示をする。
- 『マスク推奨ポスター』を掲示する
- 「避難者受付簿」 筆記用具（グループ代表者用）をテーブルに配置する。

- 手指消毒液、体温計、筆記用具（隊員用）、「健康確認シート」（人数分）を配置する。
- 「避難者カード」「筆記用具」（グループ数分）、靴用ビニール袋（人数分）を配置する。
- 避難者ペット台帳【様式 8】、避難所寄付受入簿【様式 12】を配置する。
- 避難所日誌【様式 7】、物資受払簿【様式 6】を準備しておく。

※ 隊員等はビブス、マスクを着用する。

【感染症流行時に追加して行う対応】

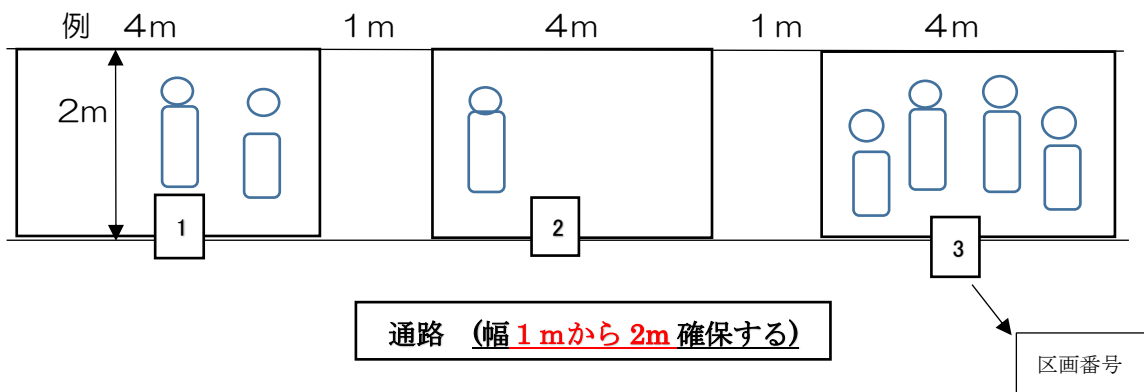
フェイスシールド、ビニール手袋、防護服を着用する。

※ 混雑状況に応じて、複数の受付窓口を配置する。受付 1 人に 1 テーブルとする。

(2) 避難所内の区画の設置

【一般避難者スペースの例】

- 床面に通路と避難スペースを区画するテープを貼る。図例①
- 区画の大きさは 1 人当たり 2m×1m（畳約 1 枚分）を目安とする。
家族等の区画のスペースは 4 人 1 家族を基本とする。
- 区画と区画の間は 1m～2m あけること。



- 設営時に、各区画の通路側に養生テープを貼り区画番号を記入する。

※ 災害の危険から命を守るために緊急的に避難する【緊急避難】の場合には、避難所に避難してきた避難者をできるだけ多く受け入れるよう努める。

(3) 使用場所（妊産婦・要配慮者・隔離対象者（体調不良者等））及び《トイレ》の確認

- 原則として、あらかじめ施設配置図（学校配置図等）に記載してある場所を避難者の受け入れ場所として使用する。
- ただし、災害の規模や状況によっては施設管理者と協議し、利用する場所の追加や変更をすることも考えられる。（学校開校中の避難所開設の場合など）
- 使用場所（一般・妊産婦・要配慮者・**隔離対象者（体調不良者等）**）の表示、及びそれぞれの避難者が使用する各スペース用トイレの表示を貼る。
- 危険箇所や施設側との協議により避難者が立ち入り禁止とした場所には、『立入禁止』の表示をする。（例：理科室→危険な薬品がある場合）
- その他、避難所内で必要と思われる備品等で施設にある物の使用について施設管理者に確認し、できる限り準備する。
例：パーテーション、延長コード、扇風機、暖房機器、机、いす、ホワイトボード等

- 毛布は場所の保管場所を確認し、必要に応じて配布できるよう準備。
- 段ボールベッドを要配慮者スペースに運んでおく。(余裕があればいくつか組み立てる)
- 簡易テントを、**隔離対象者用**スペース、妊産婦用スペースに運んでおく。

(4) 役割の分担

- 隊長等は、隊員等の役割を指示する。(隊長 副隊長 隊員4 **施設管理者2は応援**)
(例)隊長1 受付：副隊長1+1 誘導：2 その他1

(5) 開設準備完了の報告

必ず報告

- 開設準備が完了したら、隊長等は、災害情報システム 1 開設状況を「開設中」とし、点検の情報、その他必要情報を入力して報告し、教育部（教育総務課）へ電話で開設完了報告をする。

Ⅲ 避難所の受付

感染症対策として、口頭での体調確認と避難スペースに移動後に避難者カードを回収する。

感染症流行期は、原則として、受付で検温を行うこととする。
 そのため、受付での混雑も考えられるが、感染症流行期には避難者に十分理解を求めて、ソーシャルディスタンスを確保しつつ正確かつスピーディーに対応する。
 しかし、風雨が強い中、施設によっては受付待ちの際に風雨を防ぐことが難しく、避難者の健康上支障が出る恐れのある場合は、受付で検温は行わず、口頭で体調確認のみとし、避難スペースに移動後に避難者カードを回収する際に隊員等が検温を行う。

1 避難者の受付の流れ

ア【受付】

- 手指の消毒を、避難所出入り口に設置し、避難者各自が実施することで対応する。
- 避難者受付簿【様式3】に必要事項（代表者名、人数、体調）を記入する。
体調不良か否か口頭確認を行う。
- 体調不良者は、体温を測る。

【感染症流行時に追加して行う対応】

入所時に検温し、体温を記入してもらう。

イ【受付】

- 「避難者カード」【様式4】を用意し、上部 入所日、時間、を記入する。

- 避難スペースの区分を判断する。(区分は別紙を参照)
一般避難者は「一」、要配慮者は「要」、妊産婦は「妊」、隔離対象者は「隔」に○をつける。

※ 区分の考え方

避難者カードは、避難場所区分ごとに作成する。

- ※ 同一家族で避難スペースが分かれる場合（例：一般避難者と発熱者）はそれぞれに避難者カードを渡す。避難者が二重にカウントしないよう注意する。

□ 避難者受付簿に、避難スペースの区分を記入する。

- 一般避難者の場合は、区画ナンバーを決め、そのナンバーを「避難者カード」【様式4】に記載する。

□ 避難者に「避難者カード」1枚と、「健康確認シート」【様式10】を人数分渡す。

□ 人数分の靴用のビニール袋を渡す。

- 避難スペースに移動後、「避難者カード」と「健康確認シート」【様式10】に記入するよう、説明する。

□ 避難者カードは後ほど回収する。健康確認シートは、自分で保管することを説明する。

注) 車中泊のとき：避難者受付簿（様式3）、避難者カード（様式4、グループ1枚）及び健康確認シート（様式10、人数分）を渡し、記入してもらう。車の車種や色、ナンバーを避難者カードに記載し、「避難所敷地内の車中」にチェックを入れること。

注) 救護が必要なレベルの傷病者が来た場合、別途「救護所」を設置し、直ちに本部保健師に連絡し、指示を仰ぐ。緊急又は保健師が不在の場合は救急車を呼ぶ。(P16を参照)

エ【誘導】

□ 避難者カードの上部の記載内容を確認し、各々の場所へ誘導する。

(隔離対象者のうち、コロナ陽性者は周囲の避難者に分からないように配慮する)

オ【区画指定】

□ 避難者カードの区画番号へ案内する。

カ【避難者カードの回収】

□ しばらく後、隊員等は記入済みの「避難者カード」を回収する。

- 記入済みの「健康確認シート」を確認し、健康確認項目のいずれかに「あり」がある者については必要に応じ、症状を聞き取り記入する。(緊急対応が必要な場合は、福祉部職員又は、健康班エリア保健師に連絡し、指示を受ける。)

※「健康確認シート」は本人が保管する。

キ【避難者状況の報告】

- 隊員等は、回収した「避難者カード」【様式4】を受付（避難所事務所）へ提出する。
- 回収したカードをもとに、「避難世帯」「避難者数」「要援護者」＝要配慮者の部屋に入った人数で可 「負傷者」＝救護所を設置し、対応した場合の人数 「男女別人数」を「避難者数定時報告用集計表」【様式5】に記入する。

報告

- 避難所開設報告から1時間を目安に、災害情報システム「避難所」から、上記を第1報として**報告する。**
- 以後は、「毎正時現在」を30分以内に災害情報システムから**報告する。**

※ システムの入力項目 と「避難者数定時報告用集計表」【様式5】の対応

16 避難世帯数	← 合計の世帯数
17 避難者数	← 合計欄の計
18 避難者内訳(状態別:要援護者)	← 要配慮スペース欄の計
19 避難者内訳(交代別:負傷者)	← 救護所欄の計
20 避難者内訳(性別:男性)	← 合計欄の男
21 避難者内訳(性別:女性)	← 合計欄の女

受付・避難所内での感染症への対応

- 受付・トイレ、更衣室等人が触れる機会が多く感染の確立が高い場所に手指用消毒液を設置する。
- ドアノブ、スイッチ、手すり等は、**必要に応じて適宜**消毒を行う。
- 定期的な換気を行う。30分に1回程度で数分間、2方向の窓を開ける。

注) 感染症の対応は、資料「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応ポイント」を参考に対応すること。

IV 避難所の運営（初動から1週間程度）

1 初動から24時間の運営

ア 避難者数の把握・報告

- 隊長等は避難者受付簿【様式3】や避難者カード【様式4】を参考に避難者数を把握すること。

報告

- 隊長等は、災害情報共有システムにより定期的に本部に報告する。
 - 第1報 避難所開設報告後、1時間を目安
 - 第2報以降 毎正時現在を30分以内に定時報告

イ 避難所を退出する避難者の確認

- 避難者が帰宅や知人宅等へ移転する際には、健康確認シートを回収し、避難者カードに退出日時を記入する。その際、移動先を聞き取る。
- 一時的な帰宅や外出、出勤、登校等のように再度避難所に戻る場合は退出扱いにはしない。
- 避難者数に変更となった際には、適宜最新の避難者数を集計し把握しておく。

ウ 運営状況の記録

- 隊長等は、運営状況及び避難所ニーズ等を把握することに努め、「避難所日誌」に記録する。【様式7】避難所日誌

エ 避難者が使用する場所の確保

- 男女別更衣室、授乳室、おむつ交換所等の避難者への配慮が必要な場所を施設管理者と協議の上一般避難者スペースや妊産婦スペースに確保し、その名称を掲示する。
- 上記の場所を確保する際には専用の部屋が望ましいが、部屋の確保が難しい場合は避難者用テントやパーティションを利用する。

オ 避難環境の保持（感染症対策含む）

- 飲料水、毛布の配布、段ボールベッドの配置等、配慮が必要な避難者から順に、適宜対応する。【様式6】物資受払簿
- コロナ感染拡大防止対策を実施する。
 - ・受付・トイレ、更衣室等人が触れる機会が多く感染の確立が高い場所に手指用消毒液を設置する。
 - ・ドアノブ、スイッチ、手すり等は必要に応じて適宜消毒を行う。
 - ・定期的な換気を行う。30分に1回程度で数分間、2方向の窓を開ける。

カ 避難所内の防犯対策

- これまでの大規模災害時では、避難所内で女性が性的被害を受ける事例が発生していることから、その防止のため避難所内の見回りを行う。

キ 避難者への情報提供

- 避難所内に避難者向けの情報提供を行うホワイトボードの設置や模造紙等を壁に掲示し、掲示スペースを確保する。

- ※ 提供する情報は、警報や避難情報等の発令状況、当該避難所の避難者数、市内の被害状況等とする。（被害状況は、道路の通行止めや河川のはん濫情報のみとし、被災者の個人情報が漏洩しないように注意する。）

- ※ 情報の収集方法は、隊長等が個人のスマートフォンから、災害情報共有システムにログインし、被害報告を選択し、被害一覧から確認する。

- 市の HP で災害情報が公開されていることや、災害専用無料 Wi-Fi の使用方法も併せて周知する。
- そのほか、テレビ・ラジオ等により避難者へ情報提供を行うことも検討する。
- 日本語の理解が十分でない外国人でも内容がわかりやすいように配慮する。
- 掲載する情報は、最新情報であることや正しい情報であることを確認し、漏れなく伝えるよう努める。

ク 災害時専用無料 Wi-Fi（避難所内の通信環境）

- ※避難所を開設している期間、小中学校、さいこうふれあいセンター（体育館を除く）、生涯学習センター（アクセスポイントの範囲内）で、無料 Wi-Fi が使用できる。

- 災害時専用の共通の SSID は「OOOOOJAPAN」（ファイブゼロジャパン）。
- フリーWi-Fiのため、セキュリティは確保されていないことを含め、SSID を避難者に周知する。

ケ 災害対策本部から支給される食糧・物資等の受領、保管、配付

- 隊員等は、本部から送られてくる救援物資、食料等の受領、保管、配付を行う。（配付の際、食物アレルギーに注意すること）
- 隊員等は、「物資受払簿」を作成し品目や数量等を管理する。

【様式6】物資受払簿

コ 寄付物品の受領、保管、配付

- 直接、避難所に持ち込まれた寄付物品の受領、保管、配付を行う。
- その際、「避難所寄付受入簿【様式12】」の各項目に記入する。
- 生理用品等の女性が必要とする物品を配付する際には、避難者が受け取りやすいように配慮する。
- 金銭の寄付の受け入れについては、災害対策本部へ連絡する。

【様式12】避難所寄付受入簿

サ マスコミによる取材への対応

- 避難所に新聞記者やテレビ局による取材の問合せや申し入れがある。
 - ・避難所建物内（避難スペース）での避難者への取材については、避難者の心情を考慮しお断りする。
 - ・ただし、避難所敷地内の駐車場等の屋外での取材については、避難所の施設管理者（例：学校長）の許可を受けた上で、避難者の了解のもと行う場合は取材可とする。
 - ・避難所従事職員に対する取材については、業務に支障がない範囲で隊長等が対応する。

シ 人員、物資等の応援の要請

人員、物資、その他応援が必要な場合は、教育部（教育総務課 0284-20-2216）へ。

隊長等 ⇒ 教育部（教育総務課）⇒ 災害対策本部

- 教育部（教育総務課）は、要請内容を確認し、災害対策本部に報告する。本部は関係各班に応援を要請する等、適切な処置を講ずる。

ス 隊員の体調管理等

初動の 24 時間を緊急地区隊で避難所を維持するため、隊長等は、隊員の体調管理や休憩等に配慮する。

- 隊長等は、隊員の休憩スペースを確保し、休憩を取らせる。
- 隊長等は、定期的に隊員の検温を実施し、体調について報告を受ける。
- 避難所運営従事職員 勤務記録表【様式 11】を作成する。

セ 体調不良者の対応

- 避難者や隊員等が体調不良や負傷した場合、隊長等は健康班本部保健師（0284-22-4511）に連絡する。
- 連絡を受けた健康班本部保健師はエリア担当保健師に連絡する。
- エリア担当保健師は連絡のあった避難所にて隊長等と連携し、避難者の支援を行う。

【風水害の場合に想定される事項】

○ 避難者の早期帰宅等

令和元年東日本台風の事例では、雨が上がった後、強風は続いてしたが、夜間又は早朝に帰宅する人が多数いた。しかし、そうした場合でも、増水や、地盤のゆるみ、土砂崩れなど、帰宅に際し危険が伴うことが想定されるので、「避難指示が出ている間は、なるべく避難所にとどまる」ように促すこと。

報告

- 避難者が全員帰宅した際は、教育部（教育総務課）へ **報告し、指示を受ける。**
▶ 教育部（教育総務課 TEL0284-20-2216、FAX0284-20-2215）

また、一部の床上床下浸水が発生した地区及び土砂崩れの危険が発生した地域においては、避難所の設置が長期化する。このような状況の地区の指定避難所については、24 時間を経過してもなお、避難所の設置が継続となる場合がある。

ソ 隊員等の交代・業務の引継ぎ

- 24 時間経過後、継続して避難所を設置する場合は、交代の隊員等が到着した時点で引継ぎを行う。

なお、引継ぎ事務を円滑に行うため、「避難所日誌」に避難所状況を記録する。

【様式 7】避難所日誌

2 24 時間経過後から 1 週間程度の運営

当面の災害や危険が鎮静化した後、家に戻れなくなった被災者等を一定期間滞在させる避難所の体制に移行した場合は、避難者 1 人あたりの居住空間やプライバシーの確保に努

める。

※ 基本的な運営は、初動から 24 時間までと変わらないが、次に掲げるような事項が加わることが予想される。

ア 避難者の避難環境改善の支援

- 避難区画の再調整を実施する。

＜参考＞ 1 人あたりに必要な最低面積

面積	時期	備考
1 m ² /人	被災直後	座った状態で過ごせる程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応	就寝することができる程度の占有面積
3.5 m ² /人	避難所生活の長期化	荷物置場を含めた、就寝することができる程度の占有面積

- 風水害で家に戻れなくなった被災者等の場合は、当面の衛生環境が保たれていない場合がある。着替え、タオル、歯ブラシ、石鹸その他衛生用品の手配について、教育部（教育総務課）に相談する。
- 衛生環境維持のため、入浴、買い物、移動支援について支援班（市民生活課 TEL0284-20-2111）と協議する。

イ 避難者の健康観察

- 避難者の健康状態について注意を払う。
- 随時声掛けを行ない、最低 1 日 1 回、健康確認シートを確認する。
- 健康確認シートの情報を、福祉部所属の隊員に情報提供し、避難者の健康維持に配慮する。

ウ 炊き出し、ボランティア等の受け入れ、要請等

- 炊き出し等は、日程の重複、数量の調整を実施して受け入れる

【感染症流行時に追加して行う対応】

感染症の流行状況に応じて、実施可能な内容かどうか、教育部（教育総務課）と協議）

- ボランティアの申し出については、災害ボランティアセンターに連絡し、調整を依頼する。▶支援班（市民生活課 TEL0284-20-2111）

エ 自治会、自主防災会との連携

- 避難所運営、その他に関し、地元自治会、自主防災会、地区社会福祉協議会などと連携を検討する。（申し出等がある場合は、教育部と協議する）

オ ボランティアの要請

- 避難者のボランティアへのニーズを取りまとめ、災害ボランティアセンターに提出する。▶支援班（市民生活課 TEL0284-20-2111）

カ 避難者の生活再建支援

- 避難者が、早期に避難所生活を終了するために、どのような支援を求めているのか、支援班、福祉班、健康班、の協力を得て、聞き取りを行う。
- ▶支援班（市民生活課 TEL0284-20-2111）

- ▶福祉班（社会福祉課 TEL0284-20-2131）
- ▶健康班（健康増進課 TEL0284-22-4511）

V 避難所の運営（長期化する場合）

1 避難所運営組織の設置

- 避難所を利用する人が自主的に運営できるよう、避難者の要望や意見の調整、避難所のルールづくり等の意思決定機関として、避難所運営組織を設置する。
- 避難所運営組織は自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区内各種団体等及び市職員で構成し、多様なニーズに対応できるよう、男性と女性の双方が運営に参加できるよう配慮する。
- 組織の代表者を選出する。代表者は地域の方が望ましい。（職員は交代制となるため）

<避難所運営組織の主な役割>

- 運営方針、生活ルールの決定
- 救援食糧・物資等の調達、配付、炊き出し協力
- 避難者への情報の伝達（呼び掛け、チラシの配付）
- 避難者のニーズ調査
- ごみの管理、施設、トイレの清掃、ドアノブ等触れる機会が多く感染の確立が高い個所の消毒
- 秩序の保持（防犯を含む）

2 避難所運営における班編成

- 自主的な避難所運営を継続的に実施するために、業務ごとに班編成をし、分担して活動してもらう。
- 班編成及び各業務については様式9の例を参考に運営に従事する人数に応じ編成する。
- 班編成等が決定したら、避難所内に掲示する等、避難者へ周知する。

【様式9】避難所運営の役割分担

3 体調不良者の対応（再掲）

- 避難者や隊員等が体調不良や負傷した場合、隊長又は副隊長は健康班本部保健師に連絡する。緊急の場合は救急車の要請を行う。
- 連絡を受けた健康班本部保健師はエリア担当保健師に連絡する。
- エリア担当保健師は連絡のあった避難所にて隊長又は副隊長と連携し避難者の支援を行う。

4 避難所の統合

- 避難者が退出し避難者数が減少した場合、教育部（教育総務課）は災害対策本部と協議し、周辺の避難所との統合を進める。

VI 避難所の生活環境の保全

避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、関係各班と協力して対策を講じる。

1 要配慮者等への支援

- 高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等の状況とニーズを把握して、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。
- 拠点福祉避難所が開設された場合、福祉班が実施する要配慮者の移送手続きに協力する。
- 体調不良者については、Ⅲ-2「体調不良者の対応」を参照。
 - ▶福祉班（社会福祉課 TEL0284-20-2131）
 - ▶健康班（健康増進課 TEL0284-22-4511）

2 し尿対策

- 断水時には、既設トイレの使用を禁止し、応急的に防災倉庫に備蓄されているポケットトイレ等で対応するとともに、災害対策本部（危機管理課）に仮設トイレの設置を要請する。
- 仮設トイレの設置時は、男女トイレの設置場所、個数等に配慮する。仮設トイレ設置後はトイレの管理を行う。
- し尿の収集については、環境班に依頼する。
 - ▶災害対策本部（危機管理課 TEL0284-20-2247）
 - ▶環境班（クリーン推進課 TEL0284-20-2141）

3 衛生対策

- 避難所での感染症や食中毒の発生等を防止するため、生活環境を整える。

4 医療・保健対策

- 医療機関へ受診等、健康を維持増進できるよう医療体制を整備する。
- 避難者の健康に関する不安を解消するため、医師会及び健康班等による健康相談を実施する。
 - ▶健康班（健康増進課 TEL0284-22-4511）

5 ペットの受入れ

- ペット連れの避難者には、『避難者ペット台帳』に必要事項を記入してもらう。
- ペット連れの避難者のため、ペットが苦手な避難者に配慮しつつ、ペット保護スペースの確保に努める。
- 原則として、避難者の生活スペースへのペットの連れ込みは禁止とする。ただし、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）については、この限りではない。
- 避難生活の長期化等により、避難所において避難生活の障害となるペット問題が発生した場合は、必要に応じ、環境班に支援を要請する。

【様式8】避難者ペット台帳

- ▶環境班（環境政策課 TEL0284-20-2152）

6 帰宅困難者（※）への対応

- 帰宅困難者を避難所に収容する場合は、一般の避難者と区別して受入れ、入退所の管理、情報提供を行う。

（※）「帰宅困難者」とは、旅行中等に災害にあった場合で、本来の居住地に帰ることができなくなってしまった被災者のことをいう。

7 生活環境対策

- 生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルール作りを行う。
 - 季節対策（冷暖房等）
 - プライバシー保護や女性の視点を考慮（更衣室、授乳室等の確保等）
 - 洗濯、入浴対策（設備対策、利用ルール設定等）
 - 娯楽、防犯用品の確保
 - 避難生活の長期化対策（心のケア対策、相談体制の確保）

8 ボランティアの要請（再掲）

- 避難者のボランティアへのニーズを取りまとめ、災害ボランティアセンターに提出する。
- ▶支援班（市民生活課 TEL0284-20-2111）

VII 避難所の閉鎖

1 閉鎖時期に係る協議

- ライフラインの回復状況、避難所運営状況等を踏まえ、避難所の閉鎖時期について災害対策本部、教育部（教育総務課）、隊長等、避難所運営組織で協議する。
- 本部長は、協議結果を踏まえ、避難所の閉鎖日を決定する。なお、閉鎖日の決定にあたっては、避難者の退所に係る準備期間について配慮する。

2 閉鎖の指示

- 災害対策本部から避難所閉鎖の指示を受けた教育部（教育総務課）は閉鎖する避難所の隊長又は職員に閉鎖の連絡をする。

3 物資等の取扱い

- 本部から支給された物資は防災倉庫等に戻すため、回収しやすいように種類ごとにまとめておく。その際、毛布は使用済みと未使用を分けておく。
- 民間からの寄付物品の取扱いについては、教育部（教育総務課）と協議して決定する。

4 避難所の閉鎖

- 避難所用事務用品を整理し、所定の場所へもどす。
- 避難所として使用した場所の消毒を行う。
- 施設管理者とともに避難所として使用した場所の異常の有無について確認を行う。
- 異常があった場合は、その状況を写真やメモにより記録し、教育部（教育総務課）へ報告する。
- 避難所の閉鎖が完了したら教育部（教育総務課）へ報告する。

- 使用又は記入した避難所関係書類をすべて教育部（教育総務課）へ送付する。

資料 《避難所における感染症への対応ポイント》

一般避難所の衛生管理（福祉避難所も同様）

こまめな換気(30分に1回程度、窓を全開にし、最低5分間、2方向の窓を開放)

*利用者には、手洗い、消毒を周知徹底する。

【感染症流行時に追加して行う対応】

- ★ 清掃や消毒の徹底をする。
ドアノブ、スイッチ、手すりは、必要に応じて適宜行う。
トイレは、1日3回(午前、午後、夕)以上複数回実施する
*清掃担当職員は、清掃・消毒の際はマスク使い捨て手袋を使用し、マイペットを使用する。

発熱、咳等の症状のある人のゾーンの注意点

★入所者の状況について隊長または副隊長と健康班本部保健師との十分な連携により、適切な対応をする。

専用ゾーンの換気を十分にする。(30分に1回程度、窓を全開にし、5分以上など)

① 装備について

- ・マスク、使い捨て手袋、を着用し使い捨てる。

【感染症流行時に追加して行う対応】

目の防護具(又は、フェイスシールド)
防護服(又は、使い捨てエプロン、なければビニールカップ)
を使用する。

*マスクの外し方

- ・ゴムひもをつかみ、マスクの表面は持たない。マスクを外した後は、石鹸手洗い(手指消毒でも可能)をする。洗っていない手で目や鼻、口などを触らない。

② 体調の悪化、異変を感じた場合

(具合が悪い場合は、躊躇なく保健師の有無に限らず、救急車を要請する。)

③ 清掃、消毒について

- ・一般避難所に準ずるが共用部分は、清掃・消毒を随時実施する。
- ・ウイルス付着の可能性のある使用済みマスク、ティッシュ、手袋、飲食物の容器は、直接手を触れない。ごみ袋は縛り隙間がないよう更にごみ袋に入れる。
- ◆発熱、咳等の症状のある人を担当する職員について
 - ・心臓、肺、腎臓に持病のある者、糖尿病の者、免疫の低下した者などは、ご自身の体調に留意することが大事である為、担当者としての配置は避ける。

避難所での炊き出しや弁当受取り、食事の注意

★調理者や避難者の衛生管理の徹底

①3 密を防ぐ列の並び方や食事のとり方。

(小分けにして配る。同じ方向を向いて座って食べる。会話をしない等)

②発熱、咳等の症状がある人等には、食事の直接の受け渡しは行わず、居室前に置く。

ペットについて

- ・エサ、ケージ等を飼い主が準備し飼育する。
- ・ペットから人に感染した例は、確認されていないが、人から動物への感染はわずかにある。(2020. 7.7 版厚生労働省 動物を飼育する方向け Q&A から)
- ・ペットに接する前後には、アルコール手指消毒を行う。

資料 《避難所での救護所運営について》

*指定避難所には、ケガ等緊急対応が必要な方が発生した場合は、救護所を保健室等に設置する。(ただし、感染症疑いの方は、別室で対応)

1 救護所の設営

- (1) 会場設営(保健室等)と救護所物品の確認をする。
- (2) 救護所(保健室等)だけでは不足の場合、一般避難所と別に救護所スペースを作る。救護所物品(各避難所配置の応急手当物品)を準備する。

2 救護所の運営 救護所従事者の動き

★体調不良者が出たら、健康確認シート・名簿に基づき情報収集し隊長または副隊長を通じて、健康班本部保健師と連携→健康班エリア担当保健師、[足利市医師会](#)、DMAT等が巡回

3 応急手当のポイント

- (1) 感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ、麻疹、風しん、ノロウイルス等)疑いのある方 ★健康確認シートで振り分ける。

感染症が疑われる症状	対応
発熱(37.5℃以上)あり 咳、鼻水、のどの痛み 息苦しさ、動悸、胸痛 嘔吐、下痢・腹痛、発疹 頭痛等	① <u>症状がある方を別の部屋等へ移す</u> 咳等がある場合は、マスクやハンカチ等で抑える。 左記症状がある方に応急手当やオムツ交換等の処置等で接触する場合は、手袋・マスクを使用し、前後で手洗い・手指消毒を行なう。使用済物品は、ビニール袋に取りまとめる。 トイレは、専用の場所を確保する。 【感染症流行時に追加して行う対応】 感染症流行時は、フェイスシールド、エプロンを着用する。

(2) 主な症状別応急手当（個人差や原因により対応が異なるので健康班本部保健師と連携して対応をする。）

①発熱・・・37.5度以上

救急車要請⇒38度以上、意識がおかしい、ぐったり、水分摂取困難、

半日くらい排尿なし、顔色悪い、倦怠感（子どもなら機嫌悪い、あやしても泣き止まない）、下痢、吐き気、嘔吐、呼吸がおかしい。

《応急手当》

○体温とそのほかの症状の観察、解熱剤は、医師の指示で使う。

○ゾクゾクして手足が冷たく寒がる場合は毛布等で温かく、手足が熱くなれば薄着に

○水分をしっかりとる。（経口補水液、湯ざまし、麦茶など、）

○食事（乳児ならばミルクや牛乳）は、食べられそうなもの。無理して食べない。

○首の周りやわきの下を冷やす・・・冷やして気持ちが良い場合、高熱の場合など

②吐いたとき

救急車要請⇒吐血、10～30分おきに腹痛を繰り返す、けいれん、ひきつけを伴う、

意識がぼんやりする、ひどい腹痛、頭痛を伴う、強く頭を打った後

《応急手当》

○吐き気とそのほかの症状（発熱、発疹、嘔吐、食欲）の観察をする。

○はいたものを吸い込まないよう、寝ているときは体や顔をお横に向ける。

○吐き気が強いときは、飲食でかえって吐くので2～3時間は、飲食を控える。

○嘔吐の間隔が長くなれば、経口補水液、湯ざましなどを少しずつ飲ませる。

○固形物、牛乳、乳製品、ミカン、などの柑橘類は避ける。

③下痢をしたとき

救急車要請⇒高熱や繰り返し嘔吐がある、下痢が1日6回以上。血便、白い便、

黒い便、水分を飲めない（子どもなら機嫌悪く、水分飲まない）

半日くらい尿が出ない、唇や舌が乾いている

《応急手当》

○下痢とそのほかの症状（発熱、発疹、嘔吐、食欲）の観察をする。

○水分のとり方（湯冷まし、経口補水液など）様子を見ながら少しずつにする。

○固形物、牛乳、乳製品、ミカン、などの柑橘類は避ける。

○感染予防のため、排せつ物の始末をした後は、感染症予防の注意を参照とする。

④おなかが痛いとき

救急車要請⇒お腹をかがめて痛がる（子どもなら機嫌が悪く泣いている）

おなかが痛く歩けない。お腹を触ると痛がる。下痢・嘔吐を伴う、血便が出る、子どもの場合には、陰囊や股のつけねが腫れている

《応急手当》

- 腹痛とそのほかの症状（発熱、発疹、嘔吐、食欲）の観察をする。
- トイレに行って排便してみる。
- 水分のとり方（湯冷まし、経口補水液など）様子を見ながら少しずつにする。
- 痛みが和らぐようなら、お腹を「の」の字にマッサージする。

⑤ 発疹が出たとき

救急車要請 → 発熱を伴う、息苦しい、倦怠感あり、顔や唇が腫れぼったい、嘔吐・腹痛・血便・関節の腫れなどの他の症状あり、鼻血が止まりにくい、ぐったりし元気ない、足の膝下に紫色の斑点、我慢できない強い痒み

《応急手当》

- かゆみがあれば、冷たいタオルなどで冷やす。
- 薬を飲んだ後の発疹は、医師に相談が必要のため健康班保健師に連絡する。

血液、嘔吐物、汚物の消毒について

使用薬剤：ピューラックス（次亜塩素酸ナトリウム）

【器具の消毒、床、トイレ等の消毒】

- ・ 300 倍に希釈して用いる。

（水 1L に対し、約 3.3m l 又は、水 4L に対し、ピューラックスキャップ 1 杯）

＜使用方法について＞ **※絶対に噴霧はしない！**

- ・ 器具類は、希釈液に 10 分間浸した後、水洗いし、ペーパーで拭いて乾かす。
（注）金属類は長時間浸すと変色、腐食するので注意
- ・ 血液、嘔吐物、汚物などは、希釈液を浸したペーパーをかぶせて 10 分置いた後に拭き取る。
拭き取ったペーパーは、ビニール袋を二重にし、口を縛り、廃棄する。
- ・ 床やドアノブなどは、希釈液に浸したペーパーでよく拭き取る。
- ・ 本剤の使用後は風通しをよくし、そのまま乾燥させる。

【衣類、布製品等の消毒】

- ・ 100～200 倍に希釈して用いる。

（水 2L に対し、ピューラックスキャップ 1 杯）

＜使用方法について＞

第 1 選択 廃棄

- ・ 廃棄が可能な場合は、汚れた衣類、布製品をそのまま二重のビニール袋入れ、口を固く縛り、そのまま廃棄する。

この時に、廃棄物が浸るくらいの希釈液を入れておくことが望ましい。

第 2 選択 消毒して再利用する。

- ・ 強い漂白作用があることを本人や家族に説明してから行う。
- ・ 有機物は極力取り除く → 廃棄の手順で処理する。
- ・ 希釈した溶液に、30 分浸した後、洗濯する。

避難-7 広域避難場所一覧

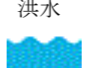



	名 称	所 在 地	面 積
1	五十部運動公園	五十部町地内	4.70ha
2	足利公園	緑町地内	4.54ha
3	ばん阿寺境内	家富町地内	3.60ha
4	足利市総合運動場	田所町・西砂原後町地内	12.00ha
5	渡良瀬運動場	伊勢町地内	9.60ha
6	中橋緑地	南町地内	7.50ha

避難-8 指定避難所・指定緊急避難場所・防災会指定の一時避難場所一覧

防災会名	世帯数 (R5.12/1現在)	防災会指定の一時避難場所	市の指定する施設	住 所	指定避難所	指定緊急避難場所				居住可能面積 (㎡) 想定収容人数 (人)	備考									
						洪水 	土砂災害 	地震 	内水氾濫 											
通三丁目	187	鑿阿寺境内	けやき小学校	柳原町861	○	●	○	○	○	4,123 ㎡ 2,060 人	洪水時は3階以上に避難									
巴町	66	けやき小学校																		
雪輪町	115	鑿阿寺境内																		
家富町一丁目	89	鑿阿寺境内																		
家富町二丁目	42	鑿阿寺境内																		
家富町三丁目	100	鑿阿寺境内																		
本城三丁目一丁目	102	けやき小学校																		
本城三丁目二丁目	79	けやき小学校																		
柳原町	144	柳原町自治会館																		
大正町	188	けやき小学校																		
旭町三丁目	74	けやき小学校																		
通四丁目	174	さいこうふれあいセンター										さいこうふれあいセンター	西宮町2838	○	●	○	○	○	1,132 ㎡ 565 人	洪水時は3階以上に避難
通五丁目	93	八雲神社																		
通六丁目	74	さいこうふれあいセンター																		
通七丁目	91	さいこうふれあいセンター																		
緑町一丁目北	80	足利公園																		
緑一南	109	足利公園																		
緑町二丁目	141	足利公園																		
栄町一丁目	100	足利公園																		
栄町二丁目	86	足利公園																		
通一丁目	43	足利学校																		
通2丁目自主	220	中橋緑地左岸/鑿阿寺境内	とうこうコミュニティセンター	伊勢町3丁目7-5	○	●	○	○	○	914 ㎡ 456 人	洪水時は3階以上に避難									
井草町	13	鑿阿寺境内																		
大門通	25	鑿阿寺境内																		
昌平町	25	鑿阿寺境内																		
旭町一丁目	89	蔵王様																		
永楽町	140	旧東小学校																		
伊勢町三丁目	91	とうこうコミュニティセンター																		
伊勢南町	104	旧東小跡地																		
南町	8	田中橋児童公園																		
西宮町	318	第一中学校										第一中学校(※)	西宮町3045	○	○	○	○	○	2,658 ㎡ 1,329 人	特別教室棟は使用しない
本城一丁目	451	第二中学校	第二中学校	本城1丁目1472	○	●	○	○	○	3,836 ㎡ 1,917 人	洪水時は3階以上に避難									
本城二丁目	470	第二中学校/自治会館																		
有楽町自治会	640	総合運動場	青葉小学校	大橋町1丁目2007-1	○	●	○	○	○	2,815 ㎡ 1,406 人	洪水時は3階以上に避難									
助戸新山町自治会	630	助戸新山町自治会館/助戸新山町多目的広場																		
新山団地	134	青葉小学校																		
大橋町1・2丁目	395	大橋町1・2丁目自治会館/大橋町児童公園																		
大町一丁目	116	あずま児童公園	生涯学習センター	相生町1-1	○	●	○	○	○	2,222 ㎡ 1,110 人	洪水時は3階以上に避難									
大町二丁目	50	生涯学習センター																		
大町三丁目	101	生涯学習センター																		
大町四丁目	72	生涯学習センター																		
伊勢町一丁目	135	生涯学習センター																		
伊勢町二丁目	155	生涯学習センター																		
相生町	120	生涯学習センター																		
丸山町	190	生涯学習センター																		
助戸大橋町	59	生涯学習センター/青葉小学校																		

防災会名	世帯数 (R5.12/1現在)	防災会指定の一時避難場所	市の指定する施設	住 所	指定避難所	指定緊急避難場所				居住可能面積 (㎡)		備考
						洪水 	土砂災害 	地震 	内水氾濫 	想定収容人数 (人)		
田 島 町	388	田島町自治会館	北郷小学校	田島町1	○	○	○	○	○	3,787 ㎡		
赤 松 台 一 丁 目	206	北郷小学校								1,892 人		
赤 松 台 二 丁 目	285	北郷小学校										
江 川 町	857	北郷小学校										
月 谷 町	311	民俗資料室(旧月谷分校)	旧月谷分校体育館	月谷町1105	○	○	○	○	○	372 ㎡	地震時は建物の安全が確認されるまでグラウンドで待機	
			旧月谷分校グラウンド							186 人		
利 保 町 北	628	利保公園	北郷公民館体育館	利保町2丁目14-1	○				○	426 ㎡	洪水時は使用しない 地震時は建物の安全が確認されるまで駐車場で待機	
県 営 新 山 団 地	80	北郷公園	北郷公民館駐車場							212 人		
樺 崎 町	221	大月小学校	大月小学校	大月町1089	○	●	○	○	○	2,008 ㎡	洪水時は2階以上に避難	
大 月 町	395	大月町自治会館								1,003 人		
菅 田 町	215	北中学校	北中学校	菅田町100	○	●	○	○	○	3,977 ㎡	洪水時は2階以上に避難	
利 保 町 南	588	利保児童公園								1,987 人		
名 草 上 町	131	名草上町自治会館										
名 草 中 町	188	名草小学校										
名 草 下 町	255	名草下町自治会館										
今 福 町 一 丁 目	80	今福一丁目自治会館/落合医院駐車場	三重小学校	五十部町1060	○	●	○	○	○	3,493 ㎡	洪水時は2階以上に避難	
今 福 町 二 丁 目	129	喜重苑東駐車場								1,745 人		
今 福 三 丁 目	245	今福グランドゴルフ場										
今 福 町 四 丁 目	157	今福町集会所/今福グランドゴルフ場										
今 福 南 町	180	五十部運動公園										
五 十 部 町 東 山	560	三重小学校										
五 十 部 町 新 屋 敷	310	五十部運動公園										
五 十 部 町 鷺 ヶ 入	153	三重小学校										
五 十 部 西 舟 町	263	五十部西舟町自治会館										
大 岩 町	80	元サンフィールド駐車場										
大 前 町 一 丁 目	120	自治会館	山前小学校	山下町1297	○	●	○	○	○	3,943 ㎡	洪水時は3階以上に避難	
大 前 町 二 丁 目	245	元県立西高校								1,971 人		
大 前 町 三 丁 目	220	山前小学校										
大 前 町 四 丁 目	161	大前町四丁目自治会館										
大 前 町 五 丁 目	309	こども広場										
山 下 町 一 丁 目	52	山前小学校										
山 下 町 二 丁 目	385	山前小学校										
山 下 町 三 丁 目	95	自治会館										
山 下 町 四 丁 目	515	山前小学校										
山 下 町 六 丁 目	105	山下町六丁目町内運動場										
春 日 岡	135	集会所										
鹿 島 町 三 丁 目	404	山前小学校										
鹿 島 町 五 丁 目	269	山前小学校										
五 十 部 町 町 田	234	五十部公園										
五 十 部 町 内 中	530	五十部足工グランド										
山 下 町 五 丁 目	256	山下町五丁目自治会館	西中学校	山下町2539	○	●	○	○	○	4,671 ㎡	洪水時は4階以上に避難	
鹿 島 町 一 丁 目	125	西中学校								2,335 人		
鹿 島 町 二 丁 目	277	山下南公園										
鹿 島 町 四 丁 目	268	鹿島神社境内										

防災会名	世帯数 (R5.12/1現在)	防災会指定の一時避難場所	市の指定する施設	住 所	指定避難所	指定緊急避難場所				居住可能面積 (㎡)	備考
						洪水	土砂災害	地震	内水氾濫		
						想定収容人数 (人)					
松田町一丁目	159	松田町一丁目自治会館	坂西中学校	葉鹿町1498	○	●	○	○	○	4,363 ㎡ 2,181 人	洪水時は2階以上に避難
松田町二丁目	168	旧松田保育所									
松田町三丁目	109	松田町三丁目自治会館									
松田町四丁目	122	松田町四丁目自治会館									
板倉町一丁目	204	坂西北小学校									
板倉町二丁目	128	板倉集会所									
板倉町三丁目	168	板倉ふれあい児童館									
粟谷町	158	正蓮寺外苑									
葉鹿町熊野	639	坂西中学校									
葉鹿町彦谷	190	坂西中学校									
葉鹿町新町	140	坂西団地児童公園	葉鹿小学校	葉鹿町1丁目14-2	○	●	○	○	2,472 ㎡ 1,235 人	洪水時は2階以上に避難	
葉鹿町上町	316	葉鹿上町自治会館広場									
葉鹿町仲町	354	葉鹿小学校									
葉鹿町下町	433	三島神社境内									
小俣町吉田	106	小俣小学校	小俣小学校	小俣町670-1	○	●	○	○	2,994 ㎡ 1,496 人	洪水時は2階以上に避難	
小俣町田	88	小俣田町自治会館									
小俣町上	145	戸張運動広場									
小俣町中	282	小俣運動公園									
小俣町下	269	小俣南運動公園									
小俣町境	141	小俣小学校									
小俣町上濁沼	275	上濁沼自治会館									
小俣町下濁沼	156	恵性院/小俣幼児生活団									
小俣町上野田	291	上野田町児童公園									
小俣町中妻	276	小俣小学校									
小俣町城山	186	城山町自治会館	山辺小学校	八幡町386	○	●	○	○	4,173 ㎡ 2,085 人	洪水時は2階以上に避難	
小俣町北	67	ふるさと学習・資料館									
八幡町一丁目	500	八幡町一丁目運動公園									
八幡町二丁目	265	山辺小学校									
八幡町三丁目	274	八幡町三丁目公園									
八幡町四丁目	134	山辺小学校									
八幡町五丁目	210	山辺小学校									
八幡町六丁目	100	野州山辺駅前広場									
借宿町一丁目	220	借宿一丁目北公園/借宿一丁目南公園									
借宿町二丁目	91	山辺小学校									
借宿町三丁目	168	山辺小学校									
借宿町四丁目	45	南町緑地	南小学校	堀込町2719	○	●	○	○	3,664 ㎡ 1,831 人	洪水時は2階以上に避難	
中川町	474	中川町自治会館									
田中町1丁目	189	田中橋児童公園									
田中町2丁目	280	南町緑地									
田中町3丁目	122	南町緑地									
田中町4丁目	47	中橋緑地公園									
朝倉町一丁目	517	朝倉公園									
朝倉町二丁目	453	自治会館									
朝倉町三丁目	600	南小学校									
堀込町一丁目	871	白山神社(自治会館)									
堀込町の宮	245	南小学校	山辺中学校	西新井町3157	○	●	○	○	5,376 ㎡ 2,687 人	洪水時は3階以上に避難	
堀込町二丁目	1,049	山辺中学校									
西新井町	520	自治会館	矢場川小学校	里矢場町1998	○	●	○	○	2,613 ㎡ 1,306 人	洪水時は2階以上に避難	
南大町1丁目	252	清竜院兼ふれあい会館									
南大町2丁目	224	清竜院兼ふれあい会館									
南大町3丁目	202	南大町自治会館									
南大町4丁目	170	南大町自治会館									
新宿町	156	新宿町自治会館									
里矢場町	228	矢場川小学校									
藤本町	173	藤本町自治会館									

防災会名	世帯数 (R5.12/1現在)	防災会指定の一時避難場所	市の指定する施設	住 所	指定避難所	指定緊急避難場所				居住可能面積 (㎡)	備考
						洪水 	土砂災害 	地震 	内水氾濫 	想定収容人数 (人)	
梁 田 町	102	梁田町自治会館	梁田小学校	福富町392-2	○	●	○	○	○	2,915 ㎡ 1,456 人	洪水時は2階以上に避難
下 渋 垂 町 一 丁 目	88	農協いちご集荷場									
下 渋 垂 町 二 丁 目	147	梁田小学校									
福 富 町 一 丁 目	178	梁田公民館／福富町一丁目自治会館									
福 富 町 二 丁 目	720	福富町二丁目自治会館									
福 富 町 三 丁 目	261	御厨神社									
福富町三丁目南猿田	118	福富公園運動場									
福 居 天 王 町	750	天王町運動公園／自治会館	御厨小学校	福居町19	○	●	○	○	3,372 ㎡ 1,686 人	洪水時は2階以上に避難	
福 居 八 木 町	317	母衣輪神社									
福 居 栄 町	365	二柱神社境内									
福 居 南 町	375	御厨小学校									
福 居 中 里 町	705	中里自治会館									
福 居 和 泉 町	360	福居和泉町自治会館									
上 渋 垂 町	858	足利南高校	協和中学校	百頭町160	○	●	○	○	4,021 ㎡ 2,010 人	洪水時は2階以上に避難	
上 渋 垂 町 伊 勢 の 宮	218	上渋垂町住宅団地公園									
荒 金 町	91	円性寺境内									
島 田 町	400	八坂神社境内									
百 頭 町	644	旧協和中運動施設 (コミュニティ体育館)	旧協和中体育館 (コミュニティ体育館)	百頭町2017	○				485 ㎡ 242 人	洪水時は使用しない 地震時は建物の安全が確認され るまでグラウンドで待機	
			旧協和中グラウンド (コミュニティ広場)								
久 保 田 町 1 丁 目	139	東西久保田集落センター	久野小学校	久保田町216	○	●	○	○	○	2,000 ㎡ 1,000 人	洪水時は3階以上に避難
久 保 田 町 二 丁 目	83	久野小学校									
瑞 穂 野 町 1 丁 目	65	満宝寺境内									
瑞 穂 野 町 2 丁 目	121	赤城神社境内									
野 田 町 一 丁 目	157	久野小学校									
野 田 町 二 丁 目	37	下野田集落センター									
羽 刈 町	344	神明神社境内	筑波小学校	小曾根町517	○	●	○	○	1,739 ㎡ 869 人	洪水時は2階以上に避難	
小 曾 根 町	156	小曾根町自治会館									
県 町	380	県神明宮境内									
高 松 町	262	愛宕台中学校	愛宕台中学校	高松町433	○	●	○	○	1,912 ㎡ 955 人	洪水時は3階以上に避難	

※居住可能面積は、施設の床面積に一定の割合（校舎0.5、体育館等0.7）を乗じて算出したもの。

※想定収容人数は、居住可能面積に対して一人当たり2㎡として算出したもの。

※指定緊急避難場所のうち“●”で標記されているものは、備考欄に避難の条件を記載。

※第一中学校は、特別教室等は使用しない。

※北郷公民館体育館、旧協和中運動施設は、洪水時には使用しない。

※旧月谷分校体育館・北郷公民館体育館・旧協和中運動施設については、地震時は建物の安全が確認できるまでは隣接の駐車場・グラウンドにて待機する。

※表に記載の無い防災会の所属は下記のとおり。

町名	所属
問屋町	自治会及び防災会が無い。
元学町、東砂原後町、 西砂原後町、田所町、 江川町の一部	有楽町自治会防災会に所属する。
芳町、弥生町、真砂町	助戸東山町防災会に所属する。
富士見町、末広町、新 山町	助戸新山町自治会防災会に所属する。
花園町	久松町防災会に所属する。
小俣南町	小俣中町又は小俣下町防災会に所属する。

自主防災会が民間企業等と締結した応援協定等

番号	締結日	件名	締結団体	
			防災会名	相手先名等
1	2020.10.12	洪水等災害発生時の施設提供に関する覚書	大月町	深井製作所
2	2020.10.13	洪水等災害発生時の施設提供に関する覚書	大月町	特別養護老人ホーム 清明苑
3	2020.10.21	災害時に渡良瀬グリーンプラザを一時避難場所として緊急利用する約束	岩井町	市街地整備課 渡良瀬グリーンプラザ
4	2020.10.22	風水害時における自主避難所としての施設利用等の協力に関する覚書	下渋垂町1丁目	足利南高校
5	2020.11.20	災害時における施設使用に関する覚書	小俣北町	社会福祉法人 イースターヴィレッジ
6	2021.3.1	災害時における施設利用等の提供に係る協定書	通一丁目	ルートインジャパン(株) (足利駅前)
7	2021.8.28	災害時における施設使用に関する覚書	五十部蔦ヶ入	介護老人保健施設 マーガレットヒルズ
8	2021.10.1	災害時に御影寺を使用する約束(住民回覧)	丸山町	御影寺
9	2021.11.24	災害時における施設使用に関する覚書	島田町	日本プロテイン(株)
10	2022.9.9	行政財産使用許可書(災害時一時避難場所の使用についての看板設置)	上渋垂町伊勢の宮	建築住宅課
11	2023.1.16	洪水災害時における緊急避難施設としての市営住宅の使用に関する協定書(福富町市営住宅を緊急避難施設で利用協定書)	福富町2丁目	建築住宅課
12	2023.9.8	社会福祉法人 幸真会 特別養護老人ホームたんぽぽ	通5丁目	社会福祉法人 幸真会 特別養護老人ホームたんぽぽ
13	2023.9.11	災害時における施設使用に関する覚書	通5丁目	(株)アクティブ・ケア シニア倶楽部
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

避難-10 車中避難場所一覧

施設名称	住所	利用可能範囲
東松苑ゴルフ倶楽部	駒場町1234	駐車場
スーパービバホーム 足利堀込店	堀込町250-1	2階駐車場
コジマ×ビックカメラ 足利店	朝倉町243-1	2階駐車場
ヨークベニマル 足利店	朝倉町2-21-16	屋上駐車場
白鷗大学足利高等学校富田キャンパス	多田木町1067	駐車場ほか
アシコタウンあしかが	大月町3-2	屋上駐車場
足利中央特別支援学校	大月町871-3	運動場

※上表は協定締結順

避難-11 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング株式会社 栃木総支社）

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

足利市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）とは、足利市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出に係る、甲と乙の協力に関し必要な事項について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条

- （1）看板：乙の実施している広告事業のうち乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- （2）広告主：本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な避難場所等の情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）避難場所等の変更削除があった場合には、遅延なく必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、看板に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出に係る一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しない。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成31年1月16日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地

足利市

足利市長 和泉 聡

乙 栃木県宇都宮市宿郷1丁目20番地5

東電タウンプランニング株式会社 栃木総支社

栃木総支社長 手塚 進

避難-12 災害時における緊急避難場所としての施設利用に関する協定書（東松苑株式会社）

災害時における緊急避難場所としての施設利用に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と東松苑株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の避難を要するとき、甲が乙の管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、足利市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく緊急避難場所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難場所として利用できる施設の範囲）

第2条 緊急避難場所として利用できる施設の範囲は、別表のとおりとする。

（施設の利用要請等）

第3条 甲は、この協定に基づき施設を避難所として開設する場合は、事前にその旨を緊急避難場所開設要請書（別記様式）に次の事項を記載して、乙に対し通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクス等により要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）利用する施設
- （3）施設の利用希望期間
- （4）その他必要な事項

（避難所等の管理）

第4条 緊急避難場所開設時の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難所等の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 前条の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定する。

（避難所等の閉鎖）

第6条 甲は、緊急避難場所を閉鎖する場合は、施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、

乙に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を置く。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等についての情報交換を行い、緊急避難場所開設時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第9条 施設が緊急避難場所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月26日

甲：足利市本城三丁目2145

足利市

足利市長 和 泉 聡

乙：足利市駒場町1234

東松苑株式会社

代表取締役 中 島 和 也

避難-13 災害時における緊急避難場所としての施設利用等の協力に関する協定書（学校法人足利大学）

災害時における緊急避難場所としての施設利用等の協力に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と学校法人足利大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、市民、市内在勤者、市内在学者等の安全及び生命を守るため、乙が甲に対して行う支援及び協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次条に規定する支援及び協力を乙に要請する場合は、あらかじめ指定した甲乙双方の部署を通じて行うものとする。

2 前項の要請（以下「要請」という。）は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては口頭により要請を行うことができるものとし、口頭により要請を行ったときは、甲は、事後に要請した事項を記載した文書を乙に送付するものとする。

（支援及び協力の内容）

第3条 乙が甲に対して行う支援及び協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における緊急避難場所の提供
- (2) 帰宅困難者の支援
- (3) 災害時の情報の共有
- (4) 防災訓練等の実施協力
- (5) その他甲乙間で必要と認めた事項

（要請の承諾等）

第4条 乙は、要請を承諾するときは、文書により行うものとする。

- 2 乙は、施設の損壊その他やむを得ない事情があるときは、要請を承諾しないことができるものとし、理由を付して文書で通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、緊急を要するときは、乙は、口頭により承諾又は不承諾を行うことができるものとし、口頭により行ったときは、事後に承諾又は不承諾の旨を記載した文書を甲に送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請に基づき乙が実施した支援及び協力に要した経費については、別に定めがあるものを除き、甲乙協議の上、負担の区分を定めるものとする。

(覚書)

第6条 緊急避難場所として乙の施設を利用する際の細目については、別途、実施細目に係る覚書を締結する。

(協定の有効期間等)

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、協定の期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間同一の条件で協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月28日

栃木県足利市本城三丁目2145番地

甲 栃木県足利市

市長 和泉 聡

栃木県足利市大前町268番地の1

乙 学校法人足利大学

理事長 牛山 泉

避難-14 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

足利市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール（以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 甲は、乙との協議のうえ、前項に規定する移動式宿泊施設等の提供を受ける場所を指定することができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(提供されるサービス)

第4条 乙が移動式宿泊施設等の提供に伴い提供するサービスは、宿泊及び入浴とする。

2 移動式宿泊施設等の使用できる者は、甲の指定する避難所等において、対応が困難であると甲が認める者とする。

(費用の負担及び支払)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生前の宿泊費用等を勘案し、甲と乙が協議のうえ、算出した額とする。

2 甲は、第2条第2項の規定により移動式宿泊施設等を移動したときは、乙との協議のうえ、その移動に要した経費を負担するものとする。

3 甲は、前2項に規定する費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(取消料)

第6条 乙は、甲が申込み後に移動式宿泊施設等の使用の取消しを行った場合であっても、甲に取消料を請求しないものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時に移動式宿泊施設等を使用した場合において、破損、汚損等の原因がその使用者の責に帰すべき事由以外であるときは、甲乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、本協定に基づき履行される業務に伴い、取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和 年 月 までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年6月1日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
市長 和泉 聡

乙 千葉県市川市市川一丁目4番地10 市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

避難-15 洪水発生時における施設の提供に関する協定（株式会社LIXILビバ）

洪水発生時等における施設の提供に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び株式会社LIXILビバ（以下「乙」という。）は、洪水発生時等における施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内に洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から車両により緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の所有する店舗駐車場（以下「乙駐車場」という。）を一時避難場所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）の発令があった場合に、甲が乙に対し文書（様式第1号）若しくは口頭により一時避難場所の開設を要請したときは、乙は、洪水避難者を乙駐車場への受入れを開始するものとする。

2 乙が、甲の申請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

3 前2項の規定により、一時避難場所が開設されたときは、甲は、ホームページ、防災メール等により、その旨及び乙駐車場の使用範囲を周知するものとする。

4 洪水避難者の受入れは、避難勧告等が解除されたとき、又は甲が乙に対し一時避難場所の閉鎖の旨を文書（様式第2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

5 乙は、洪水避難者を受入れた場合は、可能な限りその情報を甲に報告するものとする。

6 甲は、洪水避難者の受入れの終了後、なお施設から退去しない洪水避難者がいる場合は、乙と協力し洪水避難者の退去を促すものとする。

（洪水避難施設及びその名称等）

第3条 洪水避難者を受入れる施設の名称等は、次のとおりとする。

施設名称	スーパービバホーム足利堀込店（以下、「乙店舗」という）
所在地	栃木県足利市堀込町字宮前 250 番 1
使用範囲	2階駐車場
収容台数	620台

2 乙は、乙店舗の増改築等により、使用範囲等に変更が生じた場合、又は乙の事情により乙店舗の使用ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 洪水避難者の乙店舗内のトイレの使用については、原則、乙店舗の営業時間内に限るものとする。

（経費の負担）

第4条 一時避難に係る乙駐車場の使用料は、無料とする。

乙がこの協定に基づき要した人件費、光熱水費等は、乙の負担とする。

(損傷等の費用負担)

第5条 洪水避難者の受入れに伴い、乙駐車場に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用(以下「復旧費用」という)については、甲又は洪水避難者の責に帰すべき事由による場合は甲が、乙の責に帰すべき事由による場合は乙が、復旧費用を負担するものとする。

2 復旧費用の負担者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとするとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了の1か月前までに行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届(様式第3号)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年9月16日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
市長 和泉 聡

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号
株式会社LIXILビバ
代表取締役社長 渡邊 修

避難-16 洪水発生時等における施設の提供に関する協定（株式会社コジマ）

洪水発生時等における施設の提供に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び株式会社コジマ（以下「乙」という。）は、洪水発生時等における乙の店舗の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内に洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から車両により緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して乙の店舗の駐車場（以下「乙駐車場」という。）を一時避難場所として使用させ、及び店舗内トイレを使用させることに関し必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難施設の名称等）

第2条 洪水避難者を受け入れる施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	コジマ×ビックカメラ足利店
所在地	栃木県足利市朝倉町243番1
使用範囲	2階駐車場、店舗内トイレ
収容台数	125台

- 乙は、増改築等により、使用範囲等に変更が生じた場合又は乙の事情により店舗の使用ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。
- 洪水避難者の店舗内トイレの使用については、原則、乙の店舗の営業時間内に限るものとする。
- 乙の店舗内のコンセントの使用及び備蓄飲料の提供については、本協定の対象外とする。

（洪水避難者の受入れ）

- 第3条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、高齢者等避難又は避難指示（以下「避難情報」という。）の発令があった場合に、甲が乙に対し文書（様式第1号）又は口頭により一時避難場所の開設を要請したときは、乙は、洪水避難者を乙駐車場への受入れを開始するものとする。この場合において、甲は、口頭による要請をしたときは、できる限り早い時期にその旨を乙に通知する。
- 乙が、甲の申請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。
 - 前2項の規定により、一時避難場所が開設されたときは、甲は、ホームペー

ジ、防災メール等により、その旨及び乙駐車場の使用範囲を周知するものとする。

- 4 洪水避難者の受入れは、避難情報が解除されたとき、又は甲が乙に対し一時避難場所の閉鎖の旨を文書（様式第2号）若しくは口頭により要請したときに終了するものとする。
- 5 乙は、洪水避難者を受け入れた場合は、可能な限りその情報を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、洪水避難者の受け入れの終了後、なお施設から退去しない洪水避難者がいる場合は、乙と協力し洪水避難者の退去を促すものとする。

（経費の負担）

- 第4条 一時避難に係る乙駐車場及び店舗内トイレの使用料は、無料とする。
- 2 乙がこの協定に基づき要した人件費、光熱水費等は、乙の負担とする。

（損傷等の費用負担）

- 第5条 洪水避難者の受入れに伴い、第2条1項の使用範囲に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用（以下「復旧費用」という。）については、甲又は洪水避難者の責に帰すべき事由による場合は甲が、乙の責に帰すべき事由による場合は乙が、復旧費用を負担するものとする。
- 2 乙は、洪水避難者が避難した際に施設の使用範囲内において発生した事故等（洪水避難者同士の事故を含む。）に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。
 - 3 復旧費用の負担者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

- 第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとするとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
- 2 協定終了の通知は、期間終了の1か月前までに行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

- 第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届（様式第3号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更したときも同様とする。

（その他）

- 第8条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月9日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県宇都宮市星が丘2-1-8
株式会社コジマ
代表取締役社長 中澤裕二

避難-17 洪水発生時等における施設の提供に関する協定（株式会社ヨークベニマル）

洪水発生時等における施設の提供に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、洪水発生時等における乙の店舗の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内に洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から車両により緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して乙の店舗の駐車場（以下「乙駐車場」という。）を一時避難場所として使用させ、及び店舗内トイレを使用させることに関し必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難施設の名称等）

第2条 洪水避難者を受け入れる施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	ヨークベニマル足利店
所在地	栃木県足利市朝倉町2丁目21番地16
使用範囲	屋上駐車場、店舗内トイレ
収容台数	300台

- 乙は、増改築等により、使用範囲等に変更が生じた場合又は乙の事情により店舗の使用ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。
- 洪水避難者の店舗内トイレの使用については、原則、乙の店舗の営業時間内に限るものとする。

（一時避難場所の開放）

第3条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、高齢者等避難又は避難指示等（以下「避難情報」という。）の発令があった場合に、一時避難場所が開設できるように備える。

- 乙は、甲から文書（様式第1号）又は口頭により一時避難場所の開設の要請があった場合、洪水避難者の乙駐車場への受入れを開始するものとする。この場合において、甲は、口頭による要請をしたときは、できる限り早い時期にその旨を乙に通知する。
- 乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。
- 前3項の規定により、一時避難場所が開設されたときは、甲は、ホームページ、防災メール等により、その旨及び乙駐車場の使用範囲を周知するものとする。

る。

- 5 乙は、洪水避難者を受け入れた場合は、可能な限りその情報を甲に報告するものとする。

(一時避難場所の閉鎖)

第4条 洪水避難者の受入れは、避難情報が解除されたとき、又は甲が乙に対し一時避難場所の閉鎖の旨を文書(様式第2号)若しくは口頭により要請したときに終了するものとする。

- 2 甲は、洪水避難者の受け入れの終了後、なお施設から退去しない洪水避難者がいる場合は、乙と協力し洪水避難者の退去を促すものとする。

(経費の負担)

第5条 一時避難に係る乙駐車場及び店舗内トイレの使用料は、無料とする。

- 2 乙がこの協定に基づき要した人件費、光熱水費等は、乙の負担とする。

(損傷等の費用負担)

第6条 洪水避難者の受入れに伴い、第2条1項の使用範囲に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用(以下「復旧費用」という。)については、甲又は洪水避難者の責に帰すべき事由による場合は甲が、乙の責に帰すべき事由による場合は乙が、復旧費用を負担するものとする。

- 2 乙は、洪水避難者が避難した際に施設の使用範囲内において発生した事故等(洪水避難者同士の事故を含む。)に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。
- 3 復旧費用の負担者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとするとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

- 2 協定終了の通知は、協定終了の1か月前までに行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届(様式第3号)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更したときも同様とする。

(その他)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月13日

甲 栃木県足利市本城三丁目 2145 番地
足利市
足利市長 早川 尚 秀

乙 福島県郡山市谷島町 5 番 42 号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 真船 幸 夫

避難-18 洪水発生時等における施設の提供に関する協定（学校法人白鷗大学）

洪水発生時等における施設の提供に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び学校法人白鷗大学（以下「乙」という。）は、洪水発生時等における施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内に洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から車両により緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、乙の所有する施設（以下「乙施設」という。）を一時避難場所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、甲から文書（様式第1号）又は口頭により一時避難場所の開設の要請があった場合、特段の事情がない限り、乙施設を開放するものとする。

2 乙が、甲の申請を待たず、自主的に一時避難場所として乙施設を開放する場合は、その旨を甲に連絡する。

3 前2項の規定により、一時避難場所が開設されたときは、甲は、ホームページ、防災メール等により、その旨及び乙施設の使用範囲を周知するものとする。

4 洪水避難者の受入れは、避難指示等が解除されたとき、又は甲が乙に対し一時避難場所の閉鎖の旨を文書（様式第2号）又は口頭により通知したときに終了するものとする。

5 乙は、洪水避難者を受入れた場合は、可能な限りその情報を甲に報告するものとする。

6 甲は、洪水避難者を受入れた終了後、なお施設から退去しない洪水避難者がいる場合は、乙と協力し洪水避難者の退去を促すものとする。

（洪水避難施設及びその名称等）

第3条 洪水避難者を受入れる施設の名称等は、次のとおりとする。

施設名称	白鷗大学足利高等学校富田キャンパス
所在地	栃木県足利市多田木町1067
使用範囲	(1) 校門北側駐車場 (2) 東校舎南側広場 (3) 西校舎東側広場 (4) 東校舎北側駐車場 (5) テニスコート北側駐車場 (6) テニスコート (7) グラウンド西側通路 (8) グラウンド内 (9) 西校舎南側駐車場
収容台数	400台

2 乙は、使用範囲等に変更が生じた場合、又は乙の事情により乙施設の使用ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

第4条 一時避難に係る乙施設の使用料は、無料とする。

乙がこの協定に基づき要した人件費、光熱水費等は、乙の負担とする。

(損傷等の費用負担)

第5条 洪水避難者の受入れに伴い、乙施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用（以下「復旧費用」という）については、甲又は洪水避難者の責に帰すべき事由による場合は甲が、乙の責に帰すべき事由による場合は乙が、復旧費用を負担するものとする。

2 復旧費用の負担者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとするとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の通知は、期間終了の1か月前までに行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届（様式第3号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月21日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
市長 早川 尚秀

乙 栃木県小山市駅東通り二丁目3番地5
学校法人白鷗大学
理事長 上岡 條二

避難-19 洪水発生時等における施設の提供に関する協定（三井住友信託銀行株式会社
（アシコタウンあしかが））

洪水発生時等における施設の提供に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及び 三井住友信託銀行株式会社（以下「乙」という。）は、洪水発生時等における乙の店舗の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内に洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合において、洪水から車両により緊急避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して乙の店舗の駐車場（以下「乙駐車場」という。）を一時避難場所として使用させ、及び店舗内トイレを使用させることに関し必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難施設の名称等）

第2条 洪水避難者を受け入れる施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	アシコタウンあしかが
所在地	栃木県足利市大月町字南耕地3番2号
使用範囲	屋上駐車場（別添全体図赤枠箇所）、店舗内トイレ
収容台数	235台

- 乙は、増改築等により、使用範囲等に変更が生じた場合又は乙の事情により店舗の使用ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。
- 洪水避難者の店舗内トイレの使用については、原則、乙の店舗の営業時間内に限るものとする。
- 乙の店舗内のコンセントの使用及び備蓄飲料の提供については、本協定の対象外とする。

（洪水避難者の受入れ）

第3条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、高齢者等避難又は避難指示（以下「避難情報」という。）の発令があった場合に、甲が乙に対し文書（様式第1号）又は口頭により一時避難場所の開設を要請したときは、乙は、洪水避難者を乙駐車場への受入れを開始するものとする。この場合において、甲は、口頭による要請をしたときは、できる限り早い時期にその旨を乙に通知する。

- 乙が、甲の申請を待たず、自主的に一時避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

- 3 前2項の規定により、一時避難場所が開設されたときは、甲は、ホームページ、防災メール等により、その旨及び乙駐車場の使用範囲を周知するものとする。
- 4 洪水避難者の受入れは、避難情報が解除されたとき、又は甲が乙に対し一時避難場所の閉鎖の旨を文書(様式第2号)若しくは口頭により要請したときに終了するものとする。
- 5 乙は、洪水避難者を受け入れた場合は、可能な限りその情報を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、洪水避難者の受け入れの終了後、なお施設から退去しない洪水避難者がいる場合は、乙と協力し洪水避難者の退去を促すものとする。

(経費の負担)

第4条 一時避難に係る乙駐車場及び店舗内トイレの使用料は、無料とする。

- 2 乙がこの協定に基づき要した人件費、光熱水費等は、乙の負担とする。

(損傷等の費用負担)

第5条 洪水避難者の受入れに伴い、第2条1項の使用範囲に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用(以下「復旧費用」という。)については、甲又は洪水避難者の責に帰すべき事由による場合は甲が、乙の責に帰すべき事由による場合は乙が、復旧費用を負担するものとする。

- 2 乙は、洪水避難者が避難した際に施設の使用範囲内において発生した事故等(洪水避難者同士の事故を含む。)に対する責任を一切負わないものとする。
- 3 復旧費用の負担者が不明な場合は、甲乙協議して費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとするとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

- 2 協定終了の通知は、期間終了の1か月前までに行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、連絡担当者届(様式第3号)により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等を変更したときも同様とする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議により定めるものとする。

する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4(2022)年3月10日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地
足利市
足利市長 早川 尚秀

乙 東京都港区芝三丁目33番1号
三井住友信託銀行株式会社
不動産カスタディ部長 森本 新吾

避難-20 災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書（栃木県立中央特別支援学校）

災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書

足利市（以下「甲」という。）と栃木県立足利中央特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所及び車両ごと避難できる避難場所（以下「避難所等」という。）としての乙の施設（以下「学校施設」という。）の利用について、次のとおり覚書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における地域住民等の安全確保を目的として、甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合の必要事項を定めるものとする。

（学校施設利用の要請）

第2条 甲は、市域に災害が発生し、又は発生する恐れが生じた場合において、乙の学校施設を避難所等として利用する必要があると認めたときは、乙に学校施設の利用を要請することができる。

2 前項の要請は、施設利用届（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては口頭により要請を行うことができるものとし、この場合、甲は、事後に施設利用届を乙に送付するものとする。

（要請の受諾）

第3条 乙は、前条による甲からの要請があった場合、学校施設の損壊又は教職員及び生徒の安全確保のため、甲に学校施設を利用させることが困難等の場合を除き、甲の要請を受諾するものとする。

2 前項による受諾は、施設利用に関する通知書（別記様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭により受諾を行うことができるものとし、この場合、乙は、事後に施設利用に関する通知書を甲に送付するものとする。

（対象範囲）

第4条 前条による乙の受諾により、甲が学校施設を避難所等として利用できる範囲及び期間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 甲が避難所等として学校施設を利用できる範囲

乙が別に定める「大規模災害時の学校施設利用計画（避難所開設・運営の手引き）」によるものとする。

また、車両ごと避難できる避難場所（以下「車中避難場所」という。）として利用できる範囲等は、別図「車中避難場所配置図」に定めるものとする。

(2) 甲が避難所等として前号の施設を利用できる期間

乙の受諾以後から避難所等の周辺道路等の安全が確保されるまでとする。なお、甲乙は協力し、乙の教育活動の早期正常化に努めるものとする。

(利用条件等)

第5条 乙は、甲による避難所等としての学校施設の利用について、必要に応じ、条件を付すことができる。

(開設・運営)

第6条 避難所等の開設・運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲による避難所等の開設運営が円滑にされるようにするため、学校運営に支障のない範囲で必要な協力を行うものとする。

(費用負担)

第7条 避難所等の開設運営に係る費用負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電気料金、水道料金は乙の負担とする。
- (2) 前号に定める経費以外の費用は、甲の負担とする。

(責任の帰属)

第8条 避難所等において発生した避難者に係る事故については、甲の責任においてこれに対処する。ただし、当該事故の原因が平常時における乙の施設管理の瑕疵による場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

2 甲が避難所等として利用した場合の学校施設及び備品の破損、汚損等は、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、その原因が、平常時における乙の施設管理の瑕疵による場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(閉鎖)

第9条 甲は、避難所等を閉鎖するときは、学校施設を原状に回復するものとする。

2 甲は、避難所等閉鎖後、避難所等としての施設利用報告書（別記様式第3号）を速やかに乙に提出しなければならない。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、この覚書にかかる連絡責任者を「連絡担当者届（別記様式第4号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(周知)

第11条 甲は、本覚書の内容について、市民等に周知することができる。

(期間)

第12条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれかが別段の意思表示をしない場合、この覚書は、1年間同一の内容により更新するものとし、以降も同様とする。

(細目)

第13条 避難所等として学校施設を利用する際の細目については、別途、細目確認書に定めるものとする。

(協議)

第14条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月9日

足利市本城三丁目2145番地

甲 足利市

足利市長 早川尚秀

足利市大月町871番地3

乙 栃木県立足利中央特別支援学校

校長 島田謙

災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書の運用に係る
細目確認書

足利市（以下「甲」という。）と栃木県立足利中央特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書（以下「覚書」という。）の運用に係る細目について協議し、次のとおり定めるものとする。

1 避難所等の開錠に関する細目

- (1) 覚書第2条による甲からの要請時に、乙教職員が在校している場合は、乙教職員が開錠するものとする。
- (2) 覚書第2条による甲からの要請時に、乙教職員が在校していない場合は、乙は可能な限り速やかに登校し、開錠するよう努めるものとする。
- (3) 前号にかかわらず、あらかじめ災害の発生が予見され、当該災害の発生予想日が、乙教職員の在校日に当たらない場合は、甲は乙に対し、当該災害発生予想日以前における必要な鍵の貸与を要請することができる。
- (4) 甲は、前号により貸与された鍵について、当該災害発生予想日以後に乙教職員が登校した時点で、すみやかに返還するものとする。

2 学校施設の利用条件に関する事項

- (1) 学校施設内での火気の取り扱いは、原則禁止とする。
- (2) 上記のほか、甲は乙より指示される事項について遵守するものとする。

本細目は、令和4年6月9日から運用する。

別図 車中避難場所配置図



別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

栃木県立足利中央特別支援学校 様

足利市長

施設利用届

災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書第2条の規定に基づき届け出ます。

開設予定日時	年 月 日（曜日） 時 分
利用予定施設	
開設責任者	氏 名 携帯電話
連絡責任者	氏 名 携帯電話

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

栃木県立足利中央特別支援学校

施設利用に関する通知書

災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書第3条の規定に基づき、施設利用の可否について、通知します。

施設利用の可否 (○を付ける)	可 ・ 否
施設利用不可理由	
施設利用時の 緊急連絡先	役 職 氏 名 携帯電話
施設利用に関する特記 事項	

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

栃木県立足利中央特別支援学校 様

足利市長

施設利用報告書

災害時における避難所等としての学校施設の利用に関する覚書第8条の規定に基づき届け出ます。

開設日時～閉鎖日時	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 年 月 日（曜日） 時 分
利用施設	覚書に定めるとおり
避難者数	名（別紙避難者名簿のとおり）
利用時の事故又は施設の損傷等に関する報告事項	

[連絡担当者届]

この覚書に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲 足利市	危機管理課 (災害対策本部 本部班)	
	TEL	0284-20-2247
	FAX	0284-20-2273
	E-MAIL	kikikanri@city.ashikaga.lg.jp
乙		
	TEL	
	FAX	
	E-MAIL	

年 月 日現在

甲及び乙は、この覚書が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報交換を行う。

避難-21 災害時に避難所等で使用する資機材及び物資の供給に関する協定（アキレス株式会社）

災害時に避難所等で使用する
資機材及び物資の供給に関する
協定書

足 利 市

アキレス株式会社

令和4年2月28日

災害時に避難所等で使用する資機材及び物資の供給に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）とアキレス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等で使用する資機材及び物資（以下「資機材等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、避難所等で使用する資機材等の調達を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材等を調達する必要があるときは、乙に資機材等の供給を要請することができる。

（調達資機材等の範囲）

第3条 甲が、乙に要請する資機材等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な資機材等とする。

- （1）避難所で使用する簡易ベッド、使い捨てトイレ、靴等の生活用品
 - （2）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な資機材等
- 2 乙は、前項に定める供給可能な資機材等について、日頃から甲と情報交換を行うものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、別に定める「協力要請書（様式第1号）」をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙自身が被災するなど特段の事情のない限り、甲に協力するものとする。

2 乙は、資機材等の供給を実施したときは、その供給終了後、速やかにその実施状況を「供給報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 資機材等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙が自ら運搬することができない場合の輸送手段は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲に供給した資機材等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における市場価格等を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前項の決定による費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第8条 本協定に基づく業務遂行中における乙の従業員の負傷、疾病又は死亡に対する補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を「連絡担当者届(様式第3号)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4(2022)年2月28日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市
足利市長 早川尚秀

乙 東京都新宿区北新宿2-21-1
アキレス株式会社
代表取締役社長 伊藤守

避難-22 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書（栃木トヨペット株式会社ほか4社）

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

足利市

栃木トヨタ自動車株式会社

栃木トヨペット株式会社

トヨタカローラ栃木株式会社

ネットトヨタ栃木株式会社

トヨタモビリティパーツ株式会社栃木支社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

足利市（以下「甲」という。）と栃木トヨタ自動車株式会社、栃木トヨペット株式会社、トヨタカローラ栃木株式会社、ネッツトヨタ栃木株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社栃木支社（以下5社を併せて「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、足利市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 乙が甲に対して協力する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする（外部接続機器が必要となる場合は接続機器も含める）。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙の幹事店である栃木トヨペット株式会社に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話（メール）等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯電話の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行なうものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から7日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡しした場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び引渡し場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が外部給電可能な車両を貸与した期間中の車両費用については、無償とする。ただし、期間中の追加でかかる燃料費は甲が負担し、貸与期間中に掛ける任意保険料相当額については、乙が負担するものとする。

(補償)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件（別紙運用マニュアル）を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、足利市内で使用する。

(3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第12条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式第3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第12条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第14条 甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及を協力して取り組む。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年10月20日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市
市長 早川 尚秀

乙 栃木県宇都宮市横田新町3番47号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 孝則

栃木県宇都宮市不動前5丁目1番26号
栃木トヨペット株式会社
代表取締役社長 荒川 徹三

栃木県宇都宮市上横田町798
トヨタカローラ栃木株式会社
代表取締役社長 喜谷 辰夫

栃木県宇都宮市駒生2丁目10番28号
ネットトヨタ栃木株式会社
代表取締役社長 守川 真介

栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち
3丁目8番15号
トヨタモビリティパーツ株式会社
栃木支社長 中村 洋一

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

足利市長

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		
3			自： 月 日 至： 月 日		
4			自： 月 日 至： 月 日		

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

足利市長 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自：月 日 至：月 日		
2	月 日		自：月 日 至：月 日		
3	月 日		自：月 日 至：月 日		
4	月 日		自：月 日 至：月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

